

周防大島町告示第74号

令和元年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年8月29日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 令和元年9月4日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君	新田 健介君
吉村 忍君	砂田 雅一君
田中 豊文君	吉田 芳春君
平野 和生君	松井 岑雄君
尾元 武君	新山 玄雄君
中本 博明君	久保 雅己君
小田 貞利君	荒川 政義君

○9月24日に応招した議員

○9月25日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和元年9月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和元年9月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第9 報告第5号 放棄した債権の報告について(公営住宅使用料・学校給食収入・給水使用料・水道料金)
- 日程第10 同意第1号 周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第2号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 認定第1号 平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 日程第20 認定第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定について
- 日程第23 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第5号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第6号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第7号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第8号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第9号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第10号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第11号 周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第12号 周防大島町印鑑条例の一部改正について
- 日程第35 議案第13号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例及び周防大島町行政連絡船設置及び運営に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）
- 日程第36 議案第14号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第37 議案第15号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議案第16号 周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第39 議案第17号 周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第40 議案第18号 周防大島町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について
- 日程第41 議案第19号 周防大島町農業近代化資金助成条例の一部改正について
- 日程第42 議案第20号 周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第9 報告第5号 放棄した債権の報告について（公営住宅使用料・学校給食収入・給水使用料・水道料金）
- 日程第10 同意第1号 周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第2号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 認定第1号 平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計決算の認定について

- 日程第22 認定第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定について
- 日程第23 議案第1号 令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第5号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第6号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第7号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第8号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第9号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第10号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第11号 周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第12号 周防大島町印鑑条例の一部改正について
- 日程第35 議案第13号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例及び周防大島町行政連絡船設置及び運営に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）
- 日程第36 議案第14号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第37 議案第15号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議案第16号 周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第39 議案第17号 周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第40 議案第18号 周防大島町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について
- 日程第41 議案第19号 周防大島町農業近代化資金助成条例の一部改正について
- 日程第42 議案第20号 周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

出席議員（14名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 藤本 淨孝君 | 2番 | 新田 健介君 |
| 3番 | 吉村 忍君 | 4番 | 砂田 雅一君 |

5番	田中	豊文君	6番	吉田	芳春君
7番	平野	和生君	8番	松井	岑雄君
9番	尾元	武君	10番	新山	玄雄君
11番	中本	博明君	12番	久保	雅己君
13番	小田	貞利君	14番	荒川	政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	舛本	公治君	議事課長	大川	博君
書 記	池永	祐美子君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木	巧君	代表監査委員	西本	克也君
副町長	岡村	春雄君	教育長	西川	敏之君
病院事業管理者	石原	得博君	総務部長	中村	満男君
産業建設部長	林	輝昭君	健康福祉部長	近藤	晃君
環境生活部長	豊永	充君	久賀総合支所長	藤井	正治君
大島総合支所長	山本	勲君	東和総合支所長	大川	渉君
橘総合支所長	中村	光宏君			
会計管理者兼会計課長				大下	崇生君
教育次長	永田	広幸君	病院事業局総務部長	大元	良朗君
総務課長	中元	辰也君	財政課長	重富	孝雄君
税務課長	藤本	倫夫君	政策企画課長	岡本	義雄君
病院事業局総務課長	木村	稔典君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

中本議員から、遅刻の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、松井岑雄議員、9番、尾元武議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る8月29日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月25日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月25日までの22日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月定例会以降の諸般についてを御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（6月・7月・8月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望について、受理したものはございません。

続いて、系統議長会関係について、7月2日に開催されました山口県町議会議長会の定例会において、平成30年度事業報告及び歳入歳出決算等について認定されたところです。

また、山口県町議会議長会の役員改選に伴い、私が山口県町議会議長会の会長に選任されました。このことに関連し、中国地区町村議会議長会の副会長並びに全国離島市町議長会の理事に就任をいたしました。ついては、山口県内の町議会を代表する立場として粉骨砕身努力いたす所存でございますので、議会議員各位におかれましては御協力のほどよろしくお願いをいたします。

月が替わり、8月21日、22日には、山口県町議会議長会の研修視察で、山梨県昭和町において、防災マニュアル・ハザードマップの作成など、住民と議会が一体となった対策について研修をいたしました。その中で、議員として災害現場で活動を行う際のけがなどに対する制度の整

備が必要など、周防大島町においても執行部との調整が必要であると感じました。

次に、富士川町では、議会の運営に関してタブレット端末を活用し、議案や議会資料などのペーパーレス化を図り、本議会における議案配付や説明、議員活動に際してのデータ収集など、効率化に資する取り組みを研修してまいりました。

また、議員研修の関係では、7月25日に柳井市のベルゼで開催された柳井地区広域市町議会議員研修会において、タブレット端末の操作研修を行いました。まだまだ操作に慣れる必要があると認識をいたしております。

山梨県富士川町では、実際に議会運営でペーパーレス化が図られていることを見聞し、本町においても、情報の取り出しに際し、非常に有用なタブレット端末を活用した議会運営を図りたいと思い、先日の議会運営委員会で御協議いただき、若手議員を中心に5名程度の研修会を立ち上げ、導入に向け調査研究していくことのご理解をいただきました。まずは、先進事例の調査やタブレットの操作に慣れていただく勉強会などを開催したいと考えております。1年後の9月定例会ではペーパーレス議会が行われるよう、御協力をお願いいたします。

また、8月27日、セントコア山口で開催された山口県町議会実務研修会では、元衆議院法制局参事で議会事務局実務研究会議会アドバイザーの吉田利宏氏の「わかりやすい条例の見方・作り方」と題した講演研修に御参加をいただきありがとうございました。

次に、町人会等への参加につきましては、去る7月2日に広島・周防大島町人会が開催され、藤本議員、新田議員、平野議員、松井議員、尾元議員、小田議員に出席をいただきました。

また、秋に開催されます近畿東和会、東京東和町人会、近畿大島会、東京大島郡人会への議員参加を計画しております。この件につきましては、議員派遣として本定例会の最終日の会議で御議決をいただく予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、令和元年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を6件ほど申し上げたいと思います。

まず1件目は、大島大橋損傷事故の関連事項について御報告をいたします。

大島大橋損傷事故に伴う復旧工事につきましては、既に御承知のとおり、昨年12月1日から

直径300ミリの仮設管により水道水が供給されておりましたが、本年7月1日から本復旧した送水管による水道用水の供給が行われ始め、7月12日には、歩道に設置されておりました仮設の送水管が全て撤去されたということによりまして、歩道の交通規制も解除されたところでございます。

その後、防護柵の塗装や舗装の復旧が一部残っておりましたが、7月29日には、関係者の大変な御尽力によりまして、貨物船衝突事故に伴う全ての復旧工事が完了したところでございます。

なお、今回の大島大橋損傷事故に伴う復旧工事費についてでございますが、山口県は大島大橋橋りょう復旧工事として、JFEエンジニアリング株式会社と21億2,997万6,000円で契約を締結し、また柳井地域広域水道企業団においては、工事6件、委託業務2件の、総額7億2,180万9,160円が工事費となっているところでございます。

また、県の大島大橋橋りょう復旧工事写真と柳井地域広域水道企業団の工事写真を配付いたしておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に、制限債権届等の関係についてでございますが、第2回定例会で御報告をさせていただきましたが、6月10日に行政全体の損害額を2億5,867万7,292円として広島地方裁判所に制限債権の参加届出書を提出いたしましたところであります。

その後、7月17日に広島弁護士会館におきまして、制限債権届の調査期日説明会が開催されたところでございます。今回、届出をした制限債権者数は269名、届出された制限債権の総額は44億1,210万2,690円が届出をされているとのことでございました。今回は、多数の届出があり、添付資料が多くある制限債権もあることから、1回目の調査期日においては、全ての債権は異議を留保し、調査は継続するとの説明でございました。

このことから、第2回目の調査期日説明会を令和2年1月22日午後1時30分から、広島地方裁判所において開催するというところでございましたので、町民の方々には、広報等を通じて周知をしてみたいと考えているところでございます。

また、担当管理人からは、今までの経験上、債権者が10人から20人の案件では、約1年半から2年程度かかり、債権者が380人いた案件では5年程度の期間を要したとの説明がありましたが、いずれにいたしましても、早い段階での確定は困難な状況ではないかというふうに推測をしておるところでございます。

最後に、本年3月29日、広島高等裁判所に責任制限手続開始決定に対する即時抗告の申し立てを行っております。追って、4月11日には即時抗告理由書を提出いたしましたところでございます。

その後、相手方代理人弁護士から準備書面が広島高等裁判所に提出がされ、本町及び柳井地区広域水道企業団代理人弁護士からも準備書面の提出をいたしました。現時点においては、特に

大きな動きはございません。今後、何らかの動きがございましたら、本議会へ報告してまいりたいと思っております。

2件目は、米軍岩国基地の関連事項について御報告をいたします。

第2回定例会において、空母艦載機の移駐完了後1年間の騒音の検証や課題等につきまして御報告をいたしましたが、航空機の飛行ルートにある三蒲、浮島等では騒音が増加し、住民生活に影響を及ぼしているとの検証結果でございました。

本年4月、5月の2カ月の間に航空機騒音に対して住民の方々から68件と、多くの苦情が寄せられております。

その後、6月に入り、8月末現在の3カ月の間には9件と、苦情の件数は減少し、特に岩国基地周辺のお盆期間、8月の13日から16日のこの期間でございまして、この期間におきましては騒音回数が大幅に減少しているとの結果が出ております。

いずれにいたしましても、本町に寄せられた苦情は真摯に受けとめるとともに、国に対して住民の方々から寄せられた苦情の内容及び件数等をその都度報告をしているところでございます。

このようなことから、6月6日には、空母艦載機移駐後の状況を踏まえた騒音対策の推進や地域振興策の確実な実施についての特別要望を国会議員、防衛省等に対して行いました。

また、8月5日には、中国四国防衛局に対しまして、航空機騒音の軽減対策や騒音調査体制の充実等の安心・安全対策に関する要望や地域振興策に対する要望及び米軍再編に関する要望等、山口県基地関係県市町連絡協議会から行ったところでございます。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況について御報告申し上げましたが、今後も継続して議会へ報告をいたしますとともに、県及び関係市町と連携して、町民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思います。

これに関連いたしまして、7月から山口県が実施をしております住宅環境改善支援事業がスタートしておりますが、その申請等の状況について御報告をしたいと思います。

8月末現在で、本町からの申請件数は126件、交付申請額は952万7,000円で、岩国市、和木町を合わせた県全体での申請件数は279件、交付申請額は2,391万5,000円という状況でございます。

本町といたしましては、引き続き当事業の対象区域の拡大とか、対象となる条件の緩和等、引き続き国と県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

3件目でございますが、各種証明等のコンビニ交付サービスについて御報告をいたします。

令和元年10月1日から、各種証明のコンビニ交付サービスがスタートいたします。コンビニ交付について御説明いたしますと、このサービスはマイナンバー個人番号カードを利用して、本町が発行する証明書等を全国のコンビニエンスストア等に約5万5,000店設置されております。

す多機能端末機、マルチコピー機と言われますが、これから取得できるサービスでございます。

しかしながら、全ての店舗にこの多機能端末機が設置されているというわけではございませんので、設置されていない店舗での利用はできないということになります。

発行可能な証明書等につきましては、本町に住民登録がある方は、住民票の写し、印鑑登録証明書が利用でき、所得・課税証明書につきましては、1月1日現在で本町に住民登録がある方が対象で、毎日午前6時30分から午後11時まで御利用いただけますが、12月29日から1月3日までの間とシステムメンテナンスのときには御利用ができないということになっております。

また、戸籍証明書、これは戸籍謄本、戸籍抄本でございますが、戸籍証明書と戸籍の附票の写しにつきましては、本町に本籍がある方が平日の午前9時から午後5時までに御利用がいただけるということになっておりますが、本町に住民登録がない方につきましては、事前に利用登録申請が必要となっております。

このサービスの導入によりまして、町民の方々の利便性の向上と窓口業務効率のアップ等の実現を図りたいと考えているところでございます。

コンビニ交付システムに係る経費につきましては、構築経費といたしまして2カ年間で約3,400万円、運営経費で年間約560万円程度を見込んでおりますが、その2分の1は特別交付税により措置されるということになっております。

なお、本町におきますマイナンバーカードの交付率は15.5%と、県内では3番目に高い数値であります。しかしながら、まだまだ余り普及していないというのが現状でございます。

国においては普及に向けた取り組みを積極的に打ち出しているところであり、今後も引き続き、マイナンバーカードの周知、さらには普及に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

国のほうでは、2021年を目途に医療保険と連動させる、またはポイント制をつけるというようなことをもって、このマイナンバーカードの取得、そして利用を進めていきたいというふうになっておりますので、ぜひとも議会の皆様方、関係者の皆様方にもこのマイナンバーカードをまず取得をしていただきたいと思っております。

4件目は、幼児教育・保育の無償化について御報告をいたします。

幼児教育・保育の無償化につきましては、令和元年6月議会におきまして行政報告をさせていただき、この9月議会で町の方針についてお示しすることを既に報告しているところであります。

繰り返しになりますが、まずは幼児教育・保育の無償化についての概要について御説明をいたします。

本年10月から消費税率10%への引き上げに伴う増収の増加分を財源に、幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が本年5月10日の参議院本会議で可決、成立をいたしました。

この改正子ども・子育て支援法では、本年10月から、3歳以上児の保育料を完全無償化するとともに、3歳未満児のうち、住民税非課税世帯の保育料を無償化するというものであります。

副食費、これは食材料費とかおやつ代になりますが、この副食費につきましては、現在、保育の運営費に含まれておりますが、今回の無償化に伴い、新たに3歳以上児の年収360万円以上の世帯から月額4,500円相当を徴収するということとなります。

このため、本町といたしましては、無償化により保護者の負担が増えることのないよう、また、県保育協会大島支部の要請や御意見も聞くなど、そしてまた財源の確保等、諸問題の解決に向けて慎重に検討を行ってまいりました。

その結果として、保育料につきましては、国の制度による3歳以上児の無償化を行うと同時に、国の制度では無償化とならない3歳未満児の住民税課税世帯につきましても、町単独による無償化を行うことで、保育料の完全無償化、これを実施していきたいと考えております。

また、副食費につきましては、今回の無償化により、3歳以上児の保育料は無償化となりますが、副食費につきましては、保護者が負担するということになり、無償化と言いながら、これまでの保育料より高くなる保護者世帯が一定数存在するということとなります。

以上のことから、副食費につきましては、対象者1人月額4,500円を限度額といたしまして保育所に支給をすることとし、保育料と同様に、保護者の負担を無償とさせていただきたいと思っております。

この保育の完全無償化につきましては、町内に住所を有し、かつ町内の保育所を利用する世帯に適用し、他の市町では行っていない、周防大島町独自の子育て支援の取り組みとして実施するものでございます。

この保育の完全無償化による町負担の影響額といたしましては、平成31年度当初予算ベースでの試算を行っておりますが、約600万円の減額が見込まれており、このたびは関連する施行規則の改正等による対応となります。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを行うことで、子育て支援の充実を図り、本町の最重要課題であります少子化対策及び定住対策に取り組むこととしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

5件目でございますが、平成30年度決算の状況並びに財政健全化判断比率等について御報告をいたします。

平成30年度決算につきましては、5月末に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、8月23日に、大変厳しくとも、そして適切なる決算審査意見書をいただいたところであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成30年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告書をお手元に配

付をいたしております。

なお、監査委員の意見書につきましては別途お配りをいたしているとおりでございますので、御精読いただきたいと思います。

平成30年度の平成30年7月豪雨災害及び大島大橋への貨物船衝突事故によりまして、例年にならぬ決算状況となっております。

まず、決算の状況につきましては、一般会計の実質収支は2億1,515万8,000円の黒字決算となっておりますが、単年度収支につきましてはマイナス3億5,776万7,000円、さらに実質単年度収支についてもマイナス4億5,197万3,000円となっております。実質単年度収支につきましては、合併年度である平成16年度以来の赤字決算ということになりますし、私は、町長に就任して初めての実質単年度収支の赤字ということを経験したということになっておりまして、大変厳しい決算であるというふうにとらえております。

なお、公営企業特別会計を除く特別会計につきましては、黒字もしくは収支ゼロの決算となっております。

財政分析指数におきましては、合併時から大幅な改善が図られているものの、今後の合併による特例措置の先行きとか、または国勢調査人口の減少による交付税減額への大幅な影響を考えますと、さらなる行財政改革の取り組みが最も重要であると考えているところでございます。

次に、平成30年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額がなく、実質公債費比率においては11.4%と、前年度比0.1ポイントの改善が図られているとともに、それぞれの早期健全化基準を下回っておりますが、将来負担比率は普通交付税減額の影響もあり47.0%と、対前年度比1.3ポイントの悪化という状況となっております。

また、全ての企業会計において、資金不足は生じていない状況であります。よって、周防大島町の財政状況につきましては、厳しい状況にはあるものの、財政の健全化判断比率は改善が図られ、財政の健全性は維持されていると判断しているところでございます。

6件目は、臨時職員等の賃金改定についての御報告でございます。

去る8月9日、山口労働局長の諮問機関であります山口地方最低賃金審議会から、県内の最低賃金を1時間当たり現行の802円から27円引き上げて829円とするよう答申がなされました。この27円の引き上げは、山口県最低賃金が時間額表示となった平成14年度以降最高の額の引き上げ額となっております。

今後、山口労働局は異議申出の手続きを経て、10月に新たな最低賃金を決定することが見込まれます。仮に答申どおりに最低賃金が改定された場合、現在、本町の一般事務職等の臨時職員の賃金は時給810円であり、最低賃金を下回ることとなります。

したがいまして、正式に最低賃金が決定されれば、その額に応じ、事務職員の賃金を改定するとともに、保健師や保育士、その他の職種についても、これに相応する各改定を行い、また賃金を基準に積算している委託料等につきましても、これを改める必要が生じることとなります。

しかしながら、正式な決定が10月になるということが見込まれることから、改定後の賃金等の支払いにつきましては、現行予算の範囲内で対応することとし、その差額につきましては12月補正予算に計上をさせていただきたいと考えておりますので、御了承をいただきたいと思います。

以上、行政報告を6件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、報告5件、同意2件、決算の認定に関するもの11件、補正予算に関するもの10件、条例の制定及び改正について10件の合計38件であります。

報告第1号及び報告第2号は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

報告第3号及び報告第4号は、工事の請負変更契約について、専決処分により処理したことを議会に報告するものであります。その中で、報告第3号のほうですが、平成30年度道の駅サザンセトとうわ増築工事、建築でございますが、これの請負変更契約について、また報告第4号につきましては、平成30年度小松開作地区若者定住促進住宅建築工事の請負変更契約についてであります。

報告第5号は、債権管理条例に基づき放棄した債権について、議会に報告するものであります。

同意第1号は、周防大島町教育委員会教育長の任命についてであります。

任期満了に伴う教育委員会教育長の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号は、周防大島町教育委員会委員の任命についてであります。

任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

次に、認定第1号から認定第11号までの11件は、平成30年度の一般会計から渡船事業特別会計までの各会計の歳入歳出決算及び水道事業、病院事業局の各企業会計事業決算の認定についてお諮りをするものであります。

一般会計の実質収支は2億1,515万8,000円の黒字となり、水道事業及び病院事業局企業会計を除くその他の特別会計につきましても、黒字もしくは収支ゼロ決算となり、おかげをもちまして各会計とも順調に予算執行ができたものと思っております。

平成30年7月豪雨や大島大橋への貨物船衝突事故に見舞われた中で、無事に決算の認定をお諮りできますことは、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力によるものであり、深く

感謝を申し上げる次第でございます。

各財政分析の指数につきましては、合併時との比較では大幅な改善は図られているものの、合併による特例措置の終期も間近に迎え、縮減幅も大きくなったことなどの影響によりまして、一部の指数に悪化の状況も見られることから、今後さらなる行財政改革への取り組みが重要で、なおかつ必要であると考えております。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果を説明する書類を添えて決算書をお配りしているところでありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明を申し上げます。

議案第1号は、令和元年度一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に4億8,547万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を149億1,283万4,000円とするものでございます。

議案第2号は、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に3,253万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億7,935万2,000円とするものであります。

議案第3号は、令和元年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に17万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億6,253万3,000円とするものでございます。

議案第4号でございますが、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

保険事業勘定の既定の予算に2億480万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を36億5,538万7,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の予算に24万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を757万6,000円とするものでございます。

議案第5号は、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に218万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億6,680万1,000円とするものであります。

議案第6号は、令和元年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に1,349万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を15億1,627万3,000円とするものでございます。

議案第7号は、令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に150万円を追加し、補正後の予算の総額を2億9,393万9,000円とするものでございます。

議案第8号であります。令和元年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に586万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を6,798万3,000円とするものでございます。

議案第9号は、令和元年度渡船事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に122万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を8,230万5,000円とするものでございます。

議案第10号は、令和元年度病院事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第11号は、周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてであります。

これは半島振興法に基づいて策定した産業振興促進計画が国において認定されたことから、本町におきましても税の優遇措置が受けられるよう条例を整備しようとするものでございます。

議案第12号周防大島町印鑑条例の一部改正については、コンビニ交付サービスの導入及び法令等の改正によりまして旧氏の併記が可能となったことから、所要の改正を行うものであります。

議案第13号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例及び周防大島町行政連絡船設置及び運営に関する条例の一部改正については、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴いまして、先般、国から上限運賃変更認可を受けたことから所要の改正を行うものでございます。

議案第14号周防大島町税条例等の一部改正については、既に施行されております地方税法等の一部を改正する法律のうち、令和元年10月1日以降に施行される改正事項について所要の改正を行うものでございます。

議案第15号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、離島振興法に基づく本町の振興計画により優遇税制を措置するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第16号周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、法令等の改正によりまして、放課後児童支援員の資格要件等について所要の改正を行うものであります。

議案第17号周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正につきましても、水道法の改正に伴いまして、給水装置工事事業者の更新が必要となったことから、更新手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号周防大島町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正及び議案第19号周

防大島町農業近代化資金助成条例の一部改正については、条文に規定する組織名称等において、既に改称がなされておるものについて現行の名称に改めようとするものでございます。

議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことから、成年被後見人等であることが消防団員の欠格事項とならないよう、所要の改正を行うものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたしまして終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

日程第9. 報告第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号損害賠償の額を定める専決処分の報告についてから、日程第9、報告第5号放棄した債権（公営住宅使用料・学校給食収入・給水使用料・水道料金）の報告について、執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） それでは、報告第1号から報告第4号の専決処分の報告について及び報告第5号の放棄した債権の報告について、補足説明を申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告であります。

報告第1号は、令和元年6月9日に町道三ツ松北線において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、7月18日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、大字西安下庄地内の町道三ツ松北線において、株式会社トヨタレンタリース山口所有の普通自動車が行中、道路が陥没し、当該車両のフロントバンパーを破損させたものでございます。

なお、損害賠償の額は7万8,829円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から7月30日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

次に、報告第2号は、令和元年6月10日に周防大島町大字西安下庄のたちばなケアプラザ駐車場内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、6月25日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、周防大島町大字西安下庄のたちばなケアプラザ駐車場内において、敷地内を移動する際、後方確認を怠り、停車していた相手方車両に衝突したものでございます。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町が相手方へ23万6,239円を賠償したものでございます。損害賠償の額は既に一般財団法人全国自治協会から7月30日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

報告第3号、報告第4号は、変更契約についての専決処分の報告でございます。

報告第3号は、平成30年度道の駅サザンセトとうわ増築工事（建築）の変更契約についてであります。

平成30年度道の駅サザンセトとうわ増築工事（建築）につきましては、藤川建設株式会社と請負契約を締結し、7月12日に引き取りをしたところであります。このたび金属建具工事等の追加により、請負代金を増額することが必要となりました。このため、原契約6,642万円に349万4,880円を増額した6,991万4,880円とする請負変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものでございます。

報告第4号は、平成30年度小松開作地区若者定住促進住宅建築工事の変更契約についてであります。

平成30年度小松開作地区若者定住促進住宅建築工事につきましては、平成31年2月1日に大海建設工業株式会社と仮契約を締結し、同年第2回臨時会において御議決を賜り、2月25日に本契約として工事を施工しております。

工事に際して、外構工事の目隠し塀、金属工事の入隅部納まり仕舞のため、外壁米杉張り見切金物等を追加計上したことにより、工事内容に変更が生じました。つきましては、原契約の工事請負金額8,521万2,000円に496万8,000円を増額した9,018万円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、8月13日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告をさせていただきます。

報告第5号は、放棄した債権について御報告するものでございます。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

債権に係る放棄の適否について、去る平成31年2月12日に周防大島町債権管理条例施行規

則第6条の規定に基づき設置した周防大島町債権管理審査会で審議し、承認を受け、債権放棄をいたしましたので、周防大島町債権管理条例第8条の規定により御報告をいたします。

その内訳につきましては、一般会計における公営住宅使用料の滞納繰越分のうち、周防大島町債権管理条例第7条第1号に該当する債権額15万800円、債権者2名、学校給食収入のうち、条例第7条第1号に該当する債権額4,450円、債権者1名、簡易水道事業特別会計における給水使用料の滞納繰越分のうち、条例第7条第1号に該当する債権額16万7,126円、債権者3名、水道事業企業会計における水道料金未収金のうち、条例第7条第1号に該当する債権額1,780万7,696円、債権者183名の、合わせて債権額1,813万72円、債権者189名でございます。

以上、報告第1号から報告第5号までの補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第10. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、同意第1号周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

一身上に関する事件でございますので、西川教育長の退場を求めます。

〔教育長 西川 敏之君 退場〕

○議長（荒川 政義君） それでは、提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号でございますが、周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会教育長である西川敏之教育長は、令和元年11月26日をもって3年間の任期を満了いたします。

私といたしましては、重責を担う教育行政の長として、平成24年11月から現教育長として、地域とともにある学校を目指すコミュニティスクールや英語教育の推進など、学校教育、文化活動の支援やスポーツ振興などの社会教育、そして中学校の統合問題への取り組みや学校の空調設備の整備など、本町教育行政向上発展のために多大な御尽力をいただいております現西川教育長を、引き続き教育長に任命をしたいと考えておるところでございます。

特に、次に任命をします教育長の任期は、本年11月から令和4年11月の3年間でありまして、任期中の令和3年4月からは、新たに統合中学校が開校いたす時期が入っておりますことから、これまで中学校の統合・再編に取り組んでこられた現西川教育長を引き続き任命したいと考えているところでございます。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会に

お諮りをする次第であります。

教育委員会におきましては、基本目標の自立・協働・創造、ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくりのもと、児童生徒の知・徳・体のバランスのとれた成長、ICTを活用した教育や外国語学習の推進、学校統合問題や町民の方の幸せ感が増す社会教育の充実など、多くの課題を抱えておりまして、引き続き西川氏の手腕に大きな期待を寄せているところであります。

西川氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりであります。

議員各位におかれましては、西川敏之氏の教育長任命について御同意を賜りますよう何とぞよろしく願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号西川敏之氏を周防大島町教育委員会教育長に任命することに同意を求めることについて、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、西川敏之氏を周防大島町教育委員会教育長に任命することに同意することに決定しました。

西川教育長の入場を許可いたします。

〔教育長 西川 敏之君 入場〕

○議長（荒川 政義君） ただいま教育長に任命同意と決しました西川教育長より、挨拶をお願いいたします。西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 今、議員の先生方から御同意を賜りました西川敏之です。ありがとうございます。

基本目標、自立・協働・創造、ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくりを達成するためには、学校教育、社会教育、学社融合教育をあわせた地域教育経営を実りあるものにしていくことが私の責務だと考えております。

学校教育の重点項目は、将来の選択肢を広げ、夢の実現に向けて学力を中核として、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の成長、そして令和3年4月開校の新中学校への準備とスムーズなスタートと考えております。

社会教育の重点は、周防大島町としての一体感を醸成しながら、町民の方々の幸せ感を増す諸行事の企画、運営、実施、そして事務局組織の強化だと考えております。

学社融合教育の重点項目は、児童生徒の確かで健やかな成長のために、教職員、保護者、地域の方々が力を合わせるコミュニティスクールの仕組みを活用して、少しでも地域づくりに貢献していくことと考えております。

皆様方の御指導、御支援をいただきながら、周防大島教育の充実、発展のために全力を尽くす覚悟です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

日程第11. 同意第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、同意第2号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第2号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本町教育委員会委員のうち、沖廣正義氏が令和元年11月26日をもって4年間の任期を満了いたしますが、同委員を周防大島町教育委員会委員として再度任命したいと考えております。

沖廣氏は、温厚誠実な人柄であり、また宗教家として人格、見識が高く、青少年の活動の指導者としても豊富な経験を有し、現在まで教育委員としての職責を十分果たしておられますので、教育委員として適任者であると考えております。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会にお諮りをする次第であります。

沖廣氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりであります。沖廣氏は、現在、小学生の保護者であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定する保護者委員としての役割も期待をしているところであります。

議員各位におかれましては、沖廣正義氏の教育委員任命について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第2号沖廣正義氏を周防大島町教育委員会委員に任命することにつき同意を求めることについて、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、沖廣正義氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意することに決定しました。

暫時休憩をします。

午前10時27分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12. 認定第1号

日程第13. 認定第2号

日程第14. 認定第3号

日程第15. 認定第4号

日程第16. 認定第5号

日程第17. 認定第6号

日程第18. 認定第7号

日程第19. 認定第8号

日程第20. 認定第9号

日程第21. 認定第10号

日程第22. 認定第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。大下会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（大下 崇生君） 平成30年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定について。

認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。

歳入の合計額を申し上げますと、予算現額159億3,018万8,000円、調定額158億3,509万1,083円に対しまして、収入済額は150億6,718万6,123円で、調定額に対する収入率は95.15%となっております。

不納欠損額937万2,347円につきまして、1ページの1款町税1項町民税は326万9,537円で、個人、滞納繰越62人、法人、滞納繰越1社、2項固定資産税は540万1,240円で、現年2人、滞納繰越238人、3項軽自動車税は30万1,600円で、現年2人、滞納繰越71人、11款分担金及び負担金2項負担金の24万4,720円は保育料で、滞納繰越4人、2ページの12款使用料及び手数料1項使用料の15万800円は住宅使用料で、滞納繰越7人、19款諸収入4項雑入の4,450円は学校給食収入で、滞納繰越1人となっております。

収入未済額のうち、事業の繰り越しに伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額の主なものにつきまして、1ページの1款町税1項町民税の2,964万4,767円は、個人、現年140人、滞納繰越378人、法人、現年3社、滞納繰越7社、2項固定資産税の6,103万2,417円は現年329人、滞納繰越1,035人、3項軽自動車税の391万400円は現年146人、滞納繰越385人、11款分担金及び負担金2項負担金の282万1,420円は保育料で、現年3人、滞納繰越20人となっております。

2ページの12款使用料及び手数料1項使用料の6,141万8,598円のうち、6,120万1,898円は住宅使用料で、現年33人、滞納繰越490人となっております。

1ページの1款町税1項の町民税の収入済額5億4,470万7,966円には、還付が済んでいない額——以降、還付未済額と言いますが——5万5,600円含まれておりますので、町民税の収入未済額の実数としましては、2,964万4,767円に5万5,600円を加算した2,970万367円となります。

同じく、1款町税2項固定資産税の収入済額6億6,509万1,576円についても、還付未済額6万7,100円が含まれておりますので、収入未済額の実数としましては、6,103万2,417円に6万7,100円を加算した6,109万9,517円となります。

また、1款町税3項軽自動車税の収入未済額は391万400円となっております。

この還付未済額につきましては、43ページの事項別明細書備考欄に記載しております。

4ページをお願いいたします。

歳出の予算現額159億3,018万8,000円に対しまして、支出済額は145億8,853万2,730円で、執行率は91.58%となっております。

翌年度繰越額の8億5,447万2,000円につきましては、6月の定例議会において御報告

しております、平成30年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

歳入歳出差引残額は4億7,865万3,393円となっており、平成29年度決算と比較して23.61%の減となっております。この主な要因といたしましては、平成30年7月豪雨、平成30年10月22日に発生した大島大橋への貨物船衝突事故の影響によるものでございます。

不用額につきましては4億8,718万3,270円となっており、平成29年度決算と比較して18%の減となっております。

以上で一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、43ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書の御参照をお願いいたします。

また、以後の各会計の事項別明細書につきましても、説明の都度、あわせて御参照くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入の予算現額31億3,517万1,000円、調定額33億3,512万9,086円に対しまして、収入済額は31億9,235万9,618円で、調定額に対する収入率は95.72%となっております。

不納欠損額は、国民健康保険税の1,012万9,600円で滞納繰越135人、また、収入未済額は国民健康保険税が1億3,247万7,927円で、現年214人、滞納繰越763人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書261ページの備考欄の、還付未済額の7万8,800円を加算した1億3,255万6,727円となっております。

雑入の16万1,941円は返納金で過年度分6人となっております。

8ページをお願いいたします。

歳出の予算現額31億3,517万1,000円に対しまして、支出済額は31億895万8,391円で、執行率は99.16%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は2,621万2,609円、歳入歳出差引残額は8,340万1,227円の決算となっております。

30年度末の国保加入状況につきましては、加入世帯数は3,377世帯、被保険者数は5,095人、世帯加入率は36.8%、被保険者加入率は31.6%で、1人当たりの医療費は49万6,849円となっております。

また、平成30年度から都道府県が国保財政運営の責任主体として、その中心的役割を担う国保の県単位化がスタートし、国保財政運営の仕組みが大きく変わっております。

続きまして、認定第3号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

歳入の予算現額は4億4,469万円、調定額4億4,148万877円に対しまして、収入済額は4億4,099万7,933円で、調定額に対する収入率は99.89%となっております。

不納欠損額は、後期高齢医療保険料の10万1,127円で滞納繰越8人となっております。

また、収入未済額は後期高齢者医療保険料で38万1,817円、現年19人、滞納繰越8人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書の275ページ備考欄の、還付未済額の60万2,034円を加算した98万3,851円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億4,469万円に対しまして、支出済額は4億4,081万8,605円で、執行率は99.13%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は387万1,395円、歳入歳出差引残額は17万9,328円となっております。

平成30年度末における後期高齢者医療保険の被保険者数は5,179人で、1人当たりの医療費は96万7,784円となっております。

続きまして、認定第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

15ページをお願いします。

保険事業勘定の歳入の予算現額34億8,574万円、調定額35億4,066万8,178円に対しまして、収入済額は35億3,531万858円で、収入率は99.85%となっております。

不納欠損額の151万1,420円は介護保険料で、滞納繰越39人、収入未済額の384万5,900円も同じく介護保険料で、現年70人、滞納繰越80人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書281ページの備考欄の、還付未済額146万120円を加算した530万6,020円となっております。

16ページをお願いします。

歳出の予算現額34億8,574万円に対しまして、支出済額は33億2,950万7,484円で、執行率は95.52%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は1億5,623万2,516円、歳入歳出差引残額は2億580万3,374円となっております。

19ページをお願いします。

介護サービス事業勘定であります。歳入の予算現額は681万6,000円で、調定額、収入済額はいずれも同額の689万2,800円、収入率は100%となっております。

20ページをお願いします。

歳出の予算現額681万6,000円に対しまして、支出済額は664万4,418円で執行率は97.48%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は17万1,582円、歳入歳出差引残額は24万8,382円となっております。

なお、平成30年度末の第1号被保険者数は8,624人で、認定者数は2,093人となっております。

続きまして、認定第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

23ページをお願いします。

歳入の予算現額3億5,281万8,000円、調定額3億4,488万8,979円に対しまして、収入済額は1億367万3,097円で、収入率は30.06%となっております。

不納欠損額は給水使用料の16万7,126円で、滞納繰越17人となっております。

県支出金、町債を除いた収入未済額120万3,756円は、2款使用料及び手数料1項使用料1目給水使用料で、現年5人、滞納繰越33人となっております。

24ページをお願いします。

歳出の予算現額3億5,281万8,000円に対しまして、支出済額は1億263万4,097円で、執行率は29.09%でございます。

翌年度繰越額の2億4,088万4,000円につきましては、6月の定例議会において御報告しております、平成30年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

不用額につきましては929万9,903円となっており、歳入歳出差引残額は103万9,000円の決算となっております。

なお、給水人口は227人、普及率は99.13%となっております。

続きまして、認定第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

27ページをお願いします。

歳入の予算現額14億5,989万9,000円、調定額14億2,478万8,437円に対しまして、収入済額は11億1,872万2,658円で、収入率は78.52%となっております。

不納欠損額は27万7,680円で、分担金の2万5,200円は滞納繰越1人、使用料の25万2,480円、滞納繰越13人となっております。

国庫支出金、町債を除いた収入未済額234万99円につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金では、受益者の分担金が23万8,100円で滞納繰越10人、2款使用料及び手数料1項使用料が210万1,999円で、現年28人、滞納繰越80人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書307ページ備考欄の、還付未済額の2,376円を加算した234万2,475円となっております。

28ページをお願いします。

歳出の予算現額14億5,989万9,000円に対しまして、支出済額は11億1,768万6,658円で、執行率は76.56%となっております。

翌年度繰越額の3億448万4,000円につきましては、6月の定例議会において御報告しております、平成30年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

不用額につきましては3,772万8,342円となっており、歳入歳出差引残額は103万6,000円の決算となっております。

なお、平成30年度末の町全体の下水道普及率は37.2%で、汚水処理人口普及率は61%となっております。

続きまして、認定第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

31ページをお願いします。

歳入の予算現額3億3,683万3,000円、調定額3億3,279万6,246円に対しまして、収入済額3億3,176万8,964円で、収入率は99.69%となっております。

不納欠損額は使用料の2万7,830円で、滞納繰越2人となっております。

収入未済額99万9,452円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金では、受益者の分担金が1万9,200円で現年1人、2款使用料及び手数料1項使用料の農業集落排水使用料が98万252円で、現年20人、滞納繰越42人となっております。

32ページをお願いします。

歳出の予算現額3億3,683万3,000円に対しまして、支出済額は3億3,176万8,964円で、執行率は98.5%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で不用額は506万4,036円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、認定第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

35ページをお願いします。

歳入の予算現額5,637万7,000円、調定額5,542万5,502円に対しまして、収入

済額は5,478万4,123円で、収入率は98.84%となっております。

不納欠損額は、使用料の2万9,260円で滞納繰越2人、収入未済額は1款使用料及び手数料1項使用料の61万2,119円で、現年4人、滞納繰越14人となっております。

36ページをお願いします。

歳出の予算現額5,637万7,000円に対しまして、支出済額は5,478万4,123円で、執行率は97.17%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は159万2,877円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、認定第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

39ページをお願いします。

歳入の予算現額8,965万5,000円に対しまして、調定額、収入済額はいずれも同額の8,369万1,971円で、収入率は100%、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円となっております。

40ページをお願いします。

歳出の予算現額8,965万5,000円に対しまして、支出済額は8,369万1,971円で、執行率は93.35%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は596万3,029円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は、千円で記入しております。

341ページをお願いします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。歳入総額150億6,718万6,000円、歳出総額145億8,853万3,000円、歳入歳出差引額は4億7,865万3,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源2億6,349万5,000円を差し引いた実質収支額は、2億1,515万8,000円で決算をいたしております。

342ページは、国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額31億9,236万円、歳出総額31億895万8,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の8,340万1,000円となっております。

343ページは、後期高齢者医療事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億4,099万8,000円、歳出総額4億4,081万9,000円、歳入歳出差引額は17万9,000円で、実質収支額も同額となっております。

344、345ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

344ページの保険事業勘定であります。歳入総額35億3,531万1,000円、歳出総額33億2,950万7,000円、歳入歳出差引額は2億580万3,000円で、実質収支額も同額となっております。

また、345ページの介護サービス事業勘定であります。歳入総額689万3,000円、歳出総額664万4,000円で、歳入歳出差引額は24万8,000円で、実質収支額も同額となっております。

346ページは、簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億367万3,000円、歳出総額1億263万4,000円、歳入歳出差引額並びに繰越明許費繰越額はいずれも103万9,000円で、実質収支額はゼロ円となっております。

347ページは、下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額11億1,872万3,000円、歳出総額11億1,768万7,000円で、歳入歳出差引額並びに繰越明許費繰越額はいずれも103万6,000円で、実質収支額はゼロ円となっております。

348ページは、農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の3億3,176万9,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

349ページは、漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の5,478万4,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

350ページは、渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の8,369万2,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度移動のあった主な部分について御説明させていただきます。

351ページをお願いします。

1、公有財産の(1)土地及び建物のうち土地につきましては、その他の行政機関消防施設では防火水槽用地の買い取り、公営住宅等では中塚・赤松住宅の普通財産へ区分がえ、公園では遊歩道の取得、その他の施設では陸上競技場駐車場用地の買い取り、橋総合センター駐車場の道路からの区分修正、橋総合センター駐車場の一部及び旧蒲野保育所の普通財産へ区分がえ、普通財産では、橋総合センター駐車場の一部を行政財産から区分がえをして、周防大島高校寄宿舎用地として県に売却により、合計で1万2,514.75平方メートルの増となっております。

建物につきましては、木造の公営住宅等では中塚・赤松等の公営住宅の解体、その他の施設では、伊保田港待合所・案内所の解体、普通財産では、旧蒲野保育所の倉庫・物置のその他施設からの区分がえ等により、合計で181.19平方メートルの減となっております。

非木造の本庁舎では、旧東和庁舎書庫の解体、消防施設では大島地区体育館防災倉庫基礎新築、その他の施設では伊保田港駐車場公衆便所解体、旧蒲野保育所の普通財産への区分がえ、旧J A 山口大島Aコープ小松店倉庫の寄附による取得、普通財産では、旧蒲野保育所のその他の施設から区分がえにより、合計で381.08平方メートルの増となっております。

木造・非木造を合わせた延面積では、199.17平方メートルの増となっております。

352ページをお願いします。

(2) 山林から(5)の有価証券につきましては移動はございません。

353ページをお願いします。

(6) 出資による権利ですが、柳井地域広域水道企業団へ163万6,000円出資しまして、年度末現在高は50億2,206万円となっております。

354ページの山口県東部森林組合出資金の1万4,000円の増は、配当金となっております。

355ページをお願いします。

2の物品につきましては、普通自動車が2台減、軽自動車が2台減、給水車が1台増、移動図書館車が1台減、霊柩車が1台減、356ページ、移動書庫が1台減、全国瞬時警報システム受信機が1台増、防災訓練用VR火災体験が1台増、サーバが1台減となっております。

360ページをお願いします。

3の基金であります、(1) 財政調整基金は利息と積み立てにより6,872万5,000円の増で、年度末現在高は59億5,333万8,000円となっております。

(2) の減債基金は、利息並びに積み立てと取り崩しにより1億8,983万円の増で、年度末現在高は6億5,839万2,000円となっております。

(3) の県収入証紙購入基金は変更ございません。

(4) の奨学資金貸付基金の1,000円の増は利息で、年度末現在高は1,000万4,000円となっております。

(5) の福祉振興基金の3万2,000円の増は利息で、年度末現在高は2億8,114万3,000円となっております。

361ページ、(6) の国民健康保険基金は、利息と積み立てにより254万7,000円の増となっており、年度末現在高は2億427万円となっております。

(7) の介護給付費準備基金は、利息並びに積み立てと取り崩しにより1,007万2,000円

の増となっており、年度末現在高は9,220万4,000円となっております。

(8) のまち・ひと・しごと創生基金は、利息の積み立てと取り崩しにより7,387万1,000円の減となっており、年度末現在高は1億9,886万3,000円となっております。

(9) の土地開発基金につきましては、土地の面積が1,203.99平方メートル増加し、合計面積は8,740.81平方メートルとなり、現金は2,798万8,000円の減で、利息の積み立てと合わせて決算年度末現在高は2億7,083万2,000円となっております。

362ページ、(10) の中山間ふるさと水と土保全対策基金については増減なく、年度末現在高は3,113万1,000円となっております。

(11) の周防大島高等学校通学支援費給付基金につきましては、利息の積み立てと取り崩しにより344万7,000円の減で、決算年度末現在高は2,997万2,000円となっております。

(12) のちびっ子医療費助成事業基金は、利息並びに積み立てと取り崩しにより4,348万5,000円の増で、年度末現在高は9,225万2,000円となっております。

(13) の観光振興事業助成基金は、利息の積み立てと取り崩しにより1,305万5,000円の減で、年度末現在高は4,284万4,000円となっております。

(14) の福祉医療費一部負担金助成事業基金は、利息並びに積み立てと取り崩しにより2,793万1,000円の増で、年度末現在高は6,352万円となっております。

363ページ、(15) のふるさと応援基金は、利息並びに積み立てと取り崩しにより3,696万7,000円の増で、年度末現在高は6,952万3,000円となっております。

(16) のCATV加入促進事業基金は、利息の積み立てと取り崩しにより147万4,000円の減で、年度末現在高は2,350万6,000円となっております。

(17) の外国語活動推進事業基金につきましては、利息並びに積み立てと取り崩しにより831万1,000円の増で、年度末現在高は3,999万1,000円となっております。

(18) の医療確保対策事業基金につきましては、利息並びに同額の積み立てと取り崩しにより8,000円の増で、決算年度末現在高は2,400万8,000円となっております。

(19) の合併地域振興基金につきましては、新たに基金を積み立て、決算年度末現在高は5億円となっております。

以上で、認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算付属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。(発言する者あり)

公有財産の建物を私が説明いたしました、木造の関係ですが、合計で181.19平方メートルの減と申しましたが、181.91平方メートルの減でございます。失礼いたしました。

○議長（荒川 政義君） 続いて、補足説明を求めます。豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 認定第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計決算の認定について、補足説明いたします。

お手元の別冊、平成30年度周防大島町水道事業企業会計決算書類の3ページ、水道事業決算報告書をお開き願います。

まず、収益的収入及び支出の決算額でございますが、収入合計8億7,289万993円に對しまして、支出合計8億2,977万1,210円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計2,976万5,051円に對しまして、支出合計1億9,191万5,410円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額1億6,215万359円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額56万9,686円、過年度分損益勘定留保資金5,690万1,954円及び当年度分損益勘定留保資金1億467万8,719円で補填しました。

次に、財務諸表について御説明申し上げます。

まず、5ページの損益計算書について御説明申し上げます。これは、平成30年度の経営成績をあらわすものでございますが、営業収支では4億1,898万4,202円の損失となり、営業外収支では4億6,744万4,438円の利益で、特別損失590万8,808円を減じた当年度純利益は4,255万1,428円となりました。

次に、7ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

前年度の繰越欠損金が694万4,501円ございましたので、当年度純利益4,255万1,428円から減じ、利益剰余金の当年度末残高は3,560万6,927円となりました。

次に、9ページの剰余金処分計算書でございますが、剰余金の処分はございません。

それから、11ページの貸借対照表について御説明申し上げます。これは、平成31年3月31日時点の財政状況を示しております。

11ページ最下段の資産合計は46億5,198万5,423円で、12ページにございます負債合計は31億8,273万669円、13ページの資本合計は14億6,925万4,754円であります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、15ページ以降に事業報告書、決算に関する説明書における注記、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付しております。

平成30年度は、同年10月22日に発生した外国船舶の大島大橋衝突事故で、柳井地域広域

水道企業団の送水管損傷事故による広域断水対応費用を特別損失として計上しました。あわせて、断水期間中の水道料金が収入として計上できないこと等に対応するため、一般会計からの繰入金を増額することにより損失補填を行い、当年度末未処分利益剰余金は3,560万6,927円となりました。

引き続き、未収金の抑制と効率的な事業運営による経営改革を行うとともに、安定的な給水に努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 認定11号の前、暫時ちょっと休憩します。

午前11時25分休憩

.....
午前11時29分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 認定第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

お手元の平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算書類の1ページ目の決算報告書をお開きください。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。下から4行目の病院事業局事業収益合計の欄をご覧ください。右から3列目ですが、収入合計が48億7,679万7,975円に對しまして、2ページ目ですが、やはり下から5列目の病院事業局事業費用会計合計の右から4列目ですが、支出合計54億68万9,023円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額であります。やはり下から4行目の病院事業局資本的収入合計の右から3列目をお願いします。収入合計が11億3,772万円に對しまして、4ページの支出合計は9億7,219万9,150円の決算となりました。

次に、財務諸表について御説明を申し上げます。

まず、7ページの損益計算書について御説明申し上げます。これは、平成30年度の経営状況をあらわすものでございますが、医業収支では16億7,332万3,375円の医業損失となり、医業外収支では11億3,063万7,350円の医業外利益となり、特別利益866万8,420円、特別損失5,737万5,563円を合わせた当年度純利益は、5億9,139万

3,168円の赤字となりました。

なお、現金支出を伴わない費用であります減価償却費5億1,553万1,815円、資産減耗費838万6,086円を合わせた5億2,391万7,901円を除きますと、6,747万5,267円の赤字となります。

次に、9ページの剰余金計算書であります。未処分利益剰余金につきましては、30年度欠損金5億9,139万3,168円を計上し、利益剰余金の年度末残高がマイナス2億8,600万6,410円となりました。

次に、11ページの欠損金処理計算書につきましては処分はありません。

次に、13ページの貸借対照表について御説明を申し上げます。これは、平成31年3月31日時点の財政状況をあらわしており、14ページの資産合計は153億1,644万3,824円、15ページの負債合計は118億2,881万2,404円、16ページの資本合計は34億8,763万1,420円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、付属資料といたしまして、18ページ以降に事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、注記を添付しております。

平成30年度決算は平成29年度と比べ、収益は外来収益が減少したものの、入院収益の増加、医療確保対策事業に対する交付金による他会計繰入金の増加があり、1億312万6,310円の増収となりました。

費用は、職員減少等による給与費の減、患者数減少による材料費の減等により1億821万8,176円の減少となり、収支は5億9,139万3,168円の赤字となりましたが、平成29年度から2億1,134万4,486円改善しました。

平成30年度は、大島病院において地域包括ケア病床導入等、病床機能の一部転換・強化、東和病院では西棟改修時減少していた患者数の回復、手術件数の増加等により入院収益が大きく増加しました。

また、費用の面では、平成31年1月1日の定期昇給を1年延伸し、山口県人事委員会の勧告を見送ることにより給与費増加の抑制を図っております。

しかし、平成30年10月に発生した大島大橋への貨物船衝突事故により、給水活動に係る人件費の発生等で、合計864万5,408円の損害額が生じました。

介護老人保健施設2施設につきましては、交付税措置がないため、入所稼働率が80%台後半から90%台を推移している状況ですが、平成16年度以降、厳しい経営状況が続いております。

大島看護学校は学生数増加による収入の増加や、修繕費等、費用の減少により8年ぶりに黒字転換となりました。

現在、議会において病院事業改革等特別委員会が設置され、周防大島町の医療を存続させるための改革について協議を重ねておりますが、今後も引き続き経営改善に全力を挙げ、地域住民に親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いではございますが、認定案件については、後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思います。

認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。なお、財産に関する質疑もここでお願いをいたします。

質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 歳入というか、全般的な質問をしてよろしいでしょうか。全般的なことについて。

今回の決算は、先ほども非常に厳しいという決算だったという御報告もありましたけど、改めて、町としてこの決算をどういうふうに総括されて、それで今後、今年度も含めて、今後の行財政運営にどのように具体的に反映させていくつもりなのか、その辺の意向というか方針というのが、簡単で結構ですでお聞かせいただきたいと思います。

それと、ちょっと具体的にお尋ねをするんですが、そういう行財政改革の中で、今回、土地と建物が増えているという結果がありますけど、この公有財産とか公共施設も含めて、これについて今後どのような運用方針を持っているのか、その辺も具体的な話として御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員の質疑についてお答えをしたいと思います。事前にちょっと、こういう決算について、町としての総括はどうかという通告もいただいておまして、また2番目として、今後の財政運営に今回の決算をどのように反映させていくつもりなのかということ、3番目には、今後の取り組みへの思いを聞かせてほしいということでございましたので、ちょっと整理しておりますので、お答えをしたいと思います。

平成30年度の決算の総括であります。7月豪雨と大島大橋の事故によりまして、決算規模を大変大きく増大させたというふうに思っております。単年度収支もさらに言えば、実質単年度収支までも大幅なマイナスという大変厳しい決算であります。実質収支は2億1,500万円の黒字でありましたが、単年度収支は3億5,700万円のマイナスということでございまして、単年度収支のマイナスというのは、29年度の実質収支が5億7,200万円の黒字ということでございまして、大変大きな額でございましたので、それによるというもので、大きかったことによるものでございまして、常にこの単年度収支は黒字が続けば良いというものではないというような言われ方もいたしておるところでございます。

そうではあります。実は実質単年度収支がマイナスになりましたという、その次ですね、単年度収支にさらに実際の収支までマイナスになりましたということにつきましては、私が町長になって初めてのことでございます。それも額にして4億5,100万円という大変大幅なマイナスであります。

私の反省といたしましては、7月豪雨災害を少し軽く見過ぎていた感じがあるというふうにも思っているところでございます。と申しますのは、7月の豪雨災害が発生してすぐに、総額幾らの災害復旧費が必要だということはまだ把握できていない時期ではありましたが、昨年9月の定例議会で補正予算を出したわけでございますが、このときはまだ、7月豪雨災害の全体像が見えていないということもございました。それで、9月補正で29年度の繰越金5億7,200万円の2分の1、2億8,700万円を全て減債基金に積み立てるということをしたわけでございますが、これが例年どおり財政調整基金に積み立てていたらなという反省もございます。しかしながら、財政調整基金もある程度、総額が積み増してきておりましたので、減債基金に積み立てたわけでございますが、しかしながら、災害があった後のことでございましたので、もう少し慎重に行うべきだったのではないかなというふうに反省をしているところでございます。

もし、この2億8,700万円を財調に積み立てておれば、実質の単年度収支は1億6,000万円余りのマイナスであったというふうに思っているところでございますが、さらにその後、災害復旧費は何と4億円にも上り、さらに10月には追い打ちをかけるように大島大橋の事故がありまして、関連の支出が2億円以上ということになりまして、実質単年度収支が4億5,100万円ものマイナスとなったということは、大変、財政運営上からしても、それが予測はできなかったものではあるというふうに思いますが、災害復旧は既に起こっておったという状況もありましたので、財政運営上は残念であったなというふうに反省をしているところでございます。

しかしながら、財政調整基金と減債基金、そしてその他の特定目的基金の合計で見ると、6億2,200万円の基金の積み増しを行っておるわけでございますが、財調も含めた基金全体では増加をしておりまして、実質単年度収支のマイナス4億5,100万円は、その積み立

ての範囲内、要するに4億5,100万円マイナスですが、他の基金を含めた基金には6億2,200万円を積み立てておるといふことでもありますので、その範囲内におさまっている状況であるというのが救いであるといふふうに思っているところでございまして、何とか財政的には対応できているのではないかといふふうに思っております。

自然災害をはじめ、何が起こるかわからないという時代であります。財政調整基金をはじめ、基金の重要さを思い知らされた決算となっておりますところでございます。

2番目の、今後の行財政運営の、今回の決算をどのように反映させるかという御質疑でございますが、今後の財政運営はより慎重にならなければならないといふふうに考えております。財調をはじめ基金残高が多いのではないかという声もちょくちょく耳にするわけでございますが、地方交付税の今後の見通しは、合併算定替が間もなく終了します。そして、平成27年の国勢調査人口が大幅に減少しておりますし、また、来年度国勢調査が行われますが、ここでも大きな人口減少が見込まれておるわけでございまして、そういたしますと、さらに大幅な地方交付税の減額が予測・試算もされているところでございます。

私は町長に就任して約11年になるんですが、10年前、ちょうど10年、10年ですから、比較すると、10年前の標準財政規模は100億円を少し上回っておるといふ状況でございました。それが今現在は既に90億円を割り込もうかといふところになっているといふことでございますが、それにもかかわらず、令和元年度の当初予算では、まだ143億円という大きな当初予算になっておるわけでございます。

以前からずっとその言葉は職員間でも言っておるんですが、まず予算総額を120億円ぐらいに持っていきたい、それを目標にしたいと、それをすべきだといふふうにはずっと言っておるんですが、なかなか総額が減額できない状況にある。そう言えば、もっと取り組みを厳格にしていけばいいじゃないかといふふうにお叱りを受けるかと思いますが、いずれにいたしましても、標準財政規模にさらに近づけるべきといふふうに感じておるわけでございます。

標準財政規模は荒っぽく言いますと基準財政収入額、特に言えば町税ですが、基準財政収入額と地方交付税を足したものが、約、標準財政規模になっておるわけですから、まさにこの2つは周防大島町の歳入の一番の柱でございます。それに歳入を近づけるべきだといふのは、至極当然のことです。そういたしますと、これはこれからの来年度の予算編成になりますが、ぜひともそういう形のことをやっていくということが、今回の決算で学んだことを行財政運営に反映させるという意味では、ぜひともそのことを取り組んでいきたいといふふうに思っているところでございます。

3番目に、今後の取り組みへの思いということでもございました。何といひましても、やはり行財政改革をもっともっとどんどん進めていかなければならないといふ、これは既に以前から申し

上げているところでございますが、当然のことながら、それしかないというふうにも思っているところでございます。

義務的経費であります人件費は、10年前は総額26億8,000万円でございます。今年度は、これ当初予算なんです、今年度は17億7,600万円ですから、相当人件費は減額されております。

扶助費は平成20年度、11億4,200万円でございますが、今現在は17億7,500万円となっております。これは、生活保護を周防大島町が福祉事務所を設置するということになりまして、県からこちらに持ってきたということが増額の要因であろうというふうに思っているところでございます。

公債費は、これ借金の、起債の償還額ですが、平成20年に単年度で28億900万円公債費返済しておったわけですが、今現在は18億8,600万円ということでございますので、これは相当な効果が出ておるというふうに思っております。この公債費と起債残高は当然連動するわけでございますが、平成20年の起債残高は236億2,000万円でございますが、今現在は164億5,000万円ということでございます。ここも起債の残高から見れば、相当進んでおりますが、しかしながら、その164億円という額自体が相当大きなものでありますので、当然ながら第一の目標とすれば、予算総額以内におさめると。いうなれば、140億円以内におさめるということを早くやらなければならないというふうに思っておるところでございます。

また、当然基金のことを申し上げておかなければならないと思いますが、平成20年の基金総額が23億円でございますが、今現在は、いろいろな基金を総額いたしますと84億円余りということでありまして、ここも基金は相当積み上がっておるといってはあります。しかしながら、こういう数字を並べてみると、ある程度進んでおるのではないかとはいえますが、しかしながら、実際の予算決算は大変厳しいものになっております。

今後の取り組み、要するにどういう思いかということでございますので申し上げますと、やはり定員適正化計画をもっと厳格にやっていかなければならない。定員適正化計画を当然持ってそれに向かってずっとやっております、定員適正化計画は順調に職員数、人件費の減額も行っておりますわけでございますが、これがさらにやらなければならない。定員適正化計画をもっとハードにやるといいますか、上振れしていくということが必要であろうと思っております。いつも申し上げておりますが、240名の職員数というのは非常に多い数字だというふうに考えております。

また、物件費がどんどん伸びてきております。これは一面仕方ないということもあるんですが、しかしながら、これもなかなか抑制がきかない状況にあります。ぜひともこの物件費の抑制についても、本当に真摯に取り組んでいかなければならないということでございます。

もう一点は、4町が合併して15年になりますが、4町が合併したわけでありますので、たくさんの方の公共施設があります。要らないものは一点もないわけでありますが。しかしながら、利用度が低迷しておるとか、費用対効果に疑問が持たれるという施設もたくさん出ております。このことに画一的にこれを削減するということはできないと思いますが、公共施設の見直しというのは本当に徹底的にやっていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

やる、やらんというのは別にしまして、一例を申し上げますと、1町の中に温浴施設が3つもある。本当にそれがいいことなのかということですね。例えば博物館、資料館的なものにつきましても、類似的なもの、中身は全然違いますから、全部が同じとは言いませんが、しかしながら、あることは事実でございます、たくさんそういう資料館、博物館的な施設があります。

それとか、まだまだ考えてみれば、指定管理施設というのはまさに公の施設で、公共施設なんですけど、この指定管理施設は大変重要なものがたくさんあります。しかしながら、道の駅以外は全て、多額な指定管理料を指定管理者にお支払いをして、公の施設を運営していただいております。これは公の施設の中は画一的ではありませんので、いろいろ収支が伴わなくてもやらなければならないものも当然あります。しかしながら、実際にそういう言い方をしておれば、いつまでたっても、ここは指定管理料を出し続けていくのかということにもなるわけでございます、これも議会、そして住民の皆様方と一緒に、本当の検証をし、そして永続的に町の財政運営ができるという形をつくるためには、ある程度仕方ない改革になるのではないかとこのように思っております。

もう一つは、皆さん方からもそういうことを言うと、いやいや、もっと効率的に運営してはどうかということがあると思います。まさにそれもあると思っております。それも当然、いろいろなたくさん指定管理者がおりますが、指定管理者とも相談しながら、何とか指定管理料を出さなくてもいいような運営であれば、これはあとは大規模修繕だけを町がやるということになれば、それはそれで十分目的を達するんだと思いますので。しかしながら、ずっと多額な指定管理料を出し続けるというようなもの、なかなか今後難しくなるというふうに思っております。

議会と一緒に、これらの行革をぜひとも徹底的に進めていかなければ、今回のような大幅な厳しい決算がこれからも続くということになれば、ある程度の基金があったとしても、あつという間に大変な状況になるのではないかとこのように大変大きな危機感を持っているところでありますので、議会の皆さん方とも、ぜひとも協働・協力しながら、ともに永続性のある財政運営ができるような方法というのをとっていきたいと思っておりますので、御協力いただきますようお願いいたします、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの、2つ目の土地と建物が増加していると。公有財産、

公共施設についてどのような運用方針を持っているのかという御質問でございます。町有地等の活用が優先とはなりますけれども、当然行政運営上必要となる土地や建物につきましては、取得をしていくことになると思っております。

また、町が未利用の財産につきましては、積極的な民間への売却、貸し付けによる有効活用に取り組むという基本方針は、そういうスタンスでおるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の続きを行いたいと思います。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

ちょっとその問題認識というか、そこは共有できる場所だと思うんですが。

私がお聞きしたのは、ちょっと具体的にお話をしますが、監査委員の審査意見書というのが出ておまして、私も全部読まさせていただきました。ことしに限ったことではございませんが、大変中身が濃い、これをもっと町内全戸配布してもいいんじゃないかぐらい思っておるんですが。本当、非常に厳しくもあり、有意義なというんですか、核心をついた意見が書かれていると思います。

この中に、行財政改革について、かけ声だけじゃなくて、実際に何をするのか、それができていないと、残念ながら。現場ではそういう具体的な目標すら定めていないと、そういうことじゃ何も改革は進まないよというふうにされているんですが、そこを、それでこのままああそうですかというんじゃ意味がありませんので、そこを今後の行財政運営にどういうふうに反映していくのか、その意見を受けてどういうふうに具体的に実態としてどういう、一気に全部はできないでしょうけど、具体的にどこから手をつけてどういうふうな改革をしていくのか、そこを聞かせてほしかったなと思うんですが、もう一度、その辺を踏まえて御答弁をいただきたいのと。

公共施設、公有財産については、これはもう合併以降ずっと言われてきたことで、これも本当必要性はいつもたわれるんですけど、なかなか実際に、じゃあ3つある施設をいきなり1つにするとかゼロにするとかじゃなくて、まずは3つある施設を2つにしましょうとか、そういう具体的に実態のある改革をしていく必要があるんじゃないか。全体としては、やっぱりこういう財政状況でもあるし、周防大島町の規模から考えても大きな方針としては、公有財産、公共施設についてはスリム化していく方針であるべきでないか。そのために、どっかで大なたを振るわなきゃいけないというときがもう既に来ていると。それは前から、合併後すぐに取り組むべきことだ

ったとは思いますが、その辺も含めてもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今後の行財政運営にどう反映させていくのかとか、今後の取り組みへの思いということでありましたので、ちょっと、若干、議員さんの質疑と違ったということもあつたかと思いますが。

今の御発言では、監査委員さんの非常に厳しくも適切だと申し上げましたが、厳しくも適切なる監査報告が出ており、また、それについて私も分析させていただきましたが、非常に明確によくわかるように、きちんと、あらゆる角度から、先ほど申し上げたんですが、今回の決算を表からも裏からも斜めからも、そして横からも縦からも全部を分析していただいて、非常にあらゆる角度から分析をいただいて、そして厳しく報告をいただいているところでございます。その中で、特に行革の徹底という項目もございます。

それで、今、田中議員さんの御質問でございますが、ここにも出ておりますが、例えば行革の目標がないのではないかということでございますが、監査委員さんに反論するわけじゃないんですが、要するに定員適正化計画もずっと持ってございまして、当然、定員適正化計画の見直しもやっております。そして、定員適正化計画の達成度というのも出してございまして、そして、それがまだ生ぬるいというようなことも、当然それもあるんじゃないかと思いますが、しかしながら、その現実的な対応として定員の適正化計画を立て、その達成をまず目指していっておるところでございます。

しかしながら、今現在の約二百四十数名の職員数がどうなんかというふうに言われましたら、確かに行政サービスをやるときに余剰だとは全く感じておりませんが、しかしながら、他の類似団体と比べると、いかにも多い状況にあるということは紛れもない事実でございます。そういたしますと、行政改革の中の大きな柱であります職員数の削減ということについて、目標がということになりますと、やはり定員適正化計画の見直し、そして、要するに今と全く同じ、このままで職員数だけを削減するというのは非常に難しい状況にあると思いますので、そこら辺の定員適正化計画の大幅な見直しとか、計画のつくり直しというようなことが必要なのではないかと感じておるわけでございます。

もう一つは、先ほども申し上げましたが、やっぱり一般財源が限られておるわけですから、予算の総額を落とせば全部それで済むというわけじゃないんですが、当然ながら、まず第一に取り組むべきは予算総額の抑制であろうというふうに思っております。そして、それらを含めた全体の監査委員さんからの御指摘は、これらの目標に沿って各部署が対応しやり遂げるべきであるが、その明確な目標がまだ設定されていないではないかという御指摘でございます。

これから、この監査委員さんの報告を真摯に受けとめて、もっともっと行革に取り組んでいか

なければならないというふうに思っているところでございます。

もう一点ありました、公共施設の統廃合ということなのですが、当然ながら公共施設等の総合管理計画というのも作成されております。公共施設の総面積をまず削減しようという計画でございまして、さらに言えば、公共施設の管理運営に関するコストを削減していこうということも出ております。これらは明確かどうかは別にして、明確に数字として出ておるわけですから取り組まなければならないと思います。

荒っぽくいかなければならない分野と、やはり利用者そして町民の皆さん方と合意を得ながらやっていかなければならないということもあるわけでございます。まさに、この公共施設が相当水ぶくれ的になっておるのではないかということは私も感じておるところでございます。それが、先ほども言いましたが、経費がかからないのであればいいんですが、経費がどんどんかかる、さらに言えば費用対効果が出ていないということもたくさんあるわけですから、それらも含めて、公共施設の管理計画に沿った行革に、さらに取り組んでいかなければならないという思いを新たにしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この監査報告書、意見書の中で、私は現場の実態がどうなのかというのはわかりませんが、やっぱり日ごろからの予算の出し方、組み方とかそういうのも見ても、やっぱりそういうのが、まさにこのとおりじゃないかなと思って感じているところであります。

もう一回言いますが、行財政改革に取り組まなきゃいけないという思いは当然お持ちなんだろうけど、実際に、一遍にはいきません。それで、議論も必要です。だけど、その議論をするにしても、実効性のあるとか実態の見える形で行財政改革への議論をしていかなきゃいけない。ことし何をするのか、来年何をするのか、そして将来的に何をするのか、どこを目指すのかというところを明確にして、この意見書によると、現場での目標すら定められていないというようなことでは、このとおり、やっぱりかけ声だけで終わってしまう。

そうではいけないから、具体的に、例えば今年度どのようなことを行財政改革としての実態としてあらわすおつもりなのか、その辺を、やっぱり細かい話だろうと思うんです。経営というのは大枠も必要ですけど、やっぱり、要するに1円1円それをどう積み上げていくか、積み重ねていくか、細かい改革をどうやって全体の改革につなげていくかというところが肝心なんで、細かい話をしていかないとなかなかそこは、かけ声だけでは目に見える改革につながっていかないというのも当然の話なんで、そこら辺をまずはどういう体制で取り組んで行くかという、せめてそこらについての具体的な方策というか、お考えをお聞かせいただきたいなど、最後に質問いたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ここで個々個別に申し上げることはなかなか難しいと思うんですが、さらに大きな枠でという話でございましたので、申し上げますと、当然のことながら、まず人件費総額の抑制、削減ということがあると思います。ですから、何人どこをというような具体的なことは、それぞれの定員適正化計画の中でからいろいろ議論しなければならないし、それも計画を持ちながらやっておるわけですが、もう一つ上の大きな話で言えば、平成20年に26億8,000万円だったものが、今現在は17億円になっておるんですが、その17億円の人件費総額がどうなんかということがまずあると思います。

次に申し上げますと、公債費も起債残高が236億円、10年前から、今現在164億円に下がっておりますが、しかしながら、さっきも言いましたように、164億円の起債残高、総額がずっと大きいということなんです。ですから、これを下げる方法、これを下げなければならないんですが、下げる方法と言え、黙っとっても公債費で借金の戻しは返しては返していかんにやいけんわけですが、発行数を減らせば当然ながらどんどん減ってくる、総額は減ってきます。そういうことを考えておまして、そうしますと公債費が平成20年の当初では28億円だったものが今現在は18億円ですから、相当効果は出ておると思います。しかしながら、それがまだ、じゃからそれでいいじゃないかとかということとは全く思っていないわけですし、起債の発行額を抑制し、当然ながら公債費である償還は続くわけですから、それをやればおのずと起債残高は減ってくる、さらに言えば公債費は減ってくるというふうに思っております。財政的な分野からですが、それをぜひともやっていかなければならない。

もう一つは、公共施設のお話でございますが、皆さん方みんな感じてはおることだと思うんです。先ほど言いましたように、すごく類似施設がたくさんあります。それが、類似施設はあったほうがむしろ利便性は高いし、距離的にも近くなるし、それはいいに決まっておるんですが、しかしながら、実際にそれがきちんと維持管理できるのかということになりますと、やっぱりそれはどんどん厳しさを増してきておるし、人口だって1万7,000人ということになると、実際に利用率が落ちるといふのも無理からぬことだと思うわけでございます。

ですから、計画はつくったとしても、実行に移すまでには、やっぱり公表もし、そして議論もし、そして皆さん方と合意を得ながら進めていくということになりますと、どうしても時間がかかりますが、そんな悠長なことが言っておれないという状況も迫っているということもよく理解をしておるつもりでございますので、これから、監査委員さんの、皆さん方の思いも十分酌み取っていきながら、行革に真摯に、もっと確実な推進ができるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） まず、町営住宅の管理のことで伺いたいんですが、平成３０年２月２３日付で、国土交通省住宅総合整備課長の名前で公営住宅の管理について４点について通知がされています。

第１は、保証人の確保が困難な公営住宅の入居希望者への対応について、それから２番目に、緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への対応について、３つ目に、家賃滞納者に対する的確な対応の支援について、４つ目は、高額所得者等に対する的確な対応についてということで、それぞれ中にこういうことをやりましょうということが書いてあります。

私がきょう伺いたいのは、この中の特に１から３までです。保証人の確保が必ずしも必要ではないと、あるいは家賃滞納者に対する対応についてももっと親身に対応しなさいというような、そういうものが書いてあるわけですが、これが、平成３０年２月に出させているので、３０年度中にどういうふうはこの通知に基づいて、町営住宅の入居方法あるいはその審査、管理が改善されたのか、または変更点があればどういうところが変更されたのか。例えば保証人が要らない場合はこういうふうにしますというような、そういうものが決められたのかどうか、伺います。

それから、２番目には人口定住の問題ですが、これは簡単に言うと、成果説明書の３１ページには、定住促進協議会の移住相談を得て移住した人の人数というのが書いてあって、３０年度は移住者数が１５人、相談件数が３９９人というふうにあります。これ以外に、例えば農業なんかでも新規農業者を募るということで、農業をするために大島に移住してくるとか、この成果説明の１５人以外に、町の事業によって大島に定住をしてきた人があれば、その人数をそれぞれの事業の関係でお伺いをいたします。

同じく３１ページの平成２４年からずっと定住した人数が累積、合計が書いてありますが、２４年から３０年まで定住者数が１８９人というふうになっています。私が今言ったほかの事業でもしこれにプラスアルファがあれば、１８９人に幾らのプラスアルファがあるのか、お伺いをしたいんですが、その中で、今もその人数がそのまま大島に住み続けている人の人数がもしわかれば、伺います。これ、事前に伺ったら多分わからないということだったので、ちょっとそこも答弁していただきたいんですが、これが本当はわからないと、この事業の行政効果というものがつぶさにはならないと思うんです。

だけど、この人数でいきますと、２４年から３０年までの１８９人のうち何人かは出ていった、転出していったということは把握されているということでした。問題はなぜ、せっかく大島に住もうと決意しながら、やっぱりだめだということで転出せざるを得なかったのか、その理由を私たちとしては謙虚に受けとめて、住みにくい状況があるとしたらその状況を関心を持っていくということも必要だと思います。そこで、伺います。転出した理由、おそらくマイナス評価が出てくるんじゃないかと思いますが、そういう理由については、例えばどのようなことを伺っている

のか、わかる範囲でお教え願います。

それから、3つ目は、毎年聞いていますがイノシシのことを伺います。これも、成果表では198ページにあります。平成30年は平成21年からずっと統計があつて、もう最高の捕獲頭数、2,252頭ということになって、この数字そのものは大変頑張っていた成果として評価させていただきたいと思いますが、問題は、どうして増えたのか。イノシシの頭数、個体数そのものが増えているのか、あるいは捕る人たち、捕獲する人たちが増えたのか、捕獲する技術が上がったのか。なぜ、21年からずっと捕獲数が上がっている中で2,252頭、最高の捕獲数になったと把握しておられるのか、その辺をお伺いいたします。

そして、もう一つの問題は被害額です。イノシシによる被害額、これがどういうふうに移しているのか、増えているのか、減っているのか、横ばいなのか。把握していれば、イノシシによる被害額についてお教えください。

それから、これはなかなか難しいというのは承知の上ですが、イノシシの個体数が何か調査がされているのかどうか、その推移が数字としてあらわれているのかどうか、その辺もあわせてお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんからの御質問の、1点目の公営住宅管理の適正な執行についてということでございます。

議員さんおっしゃられた国土交通省の發文につきましては、総務省の公的住宅の行政評価・監視に関する勧告を国土交通省が受けて、各都道府県の住宅主務部長宛てに出した通知でございます。御質問の内容について、制度的にどう改善したのかというところについては、端的に申し上げますと、特に大きい改善というのは行っておりません。

ただ、保証人の確保が困難な入居希望者の方については、条例上2人保証人を入居の請書の、要は手続きのときに保証人2人を確保してくださいということが条例に定めておりますけれども、入居決定から10日以内に手続きをしてくださいというのも同じく条例にうたっております関係で、期限内に2名の確保が困難な場合は延期申請という手続きをとっていただいて、保証人2名の確保にもっと時間的な余裕を設けるといふか、そういうような対応で入居希望者の方をお願いをしております。

2名要るのかという議論もおありだとは思いますが、今後に向けてというところにはなってきますけれども、保証人を定めない場合に、緊急時の連絡先であるとか、家賃滞納された場合にどのような形で請求をするのかというような課題も同時に起こってまいりますので、今の段階で保証人を全く設けないというところはちょっと考えにくいのかなというふうに思います。

それから、2点目の緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への対応ということござい

ますが、例えば福祉部門にそういう御相談をされた入居希望者の方がおられたとして、福祉部門から相談があれば随時対応しておるような状況です。具体的にというか、例えば自然災害であるとか、火災で御自宅を失ったというか、住めない状態になった場合に、早期の入居を受け入れたというような過去の例はございます。

それから、3点目、家賃滞納者に対する的確な対応及び支援についてということですが、入居者の収入等については毎年申告によって住宅所管課で把握するようにはしております。収入の少ない方につきましては、家賃減免も制度上ございますので、家賃減免の手続きをとっていただくようお願いなり、相談を受けたりということをしております。

それから、家賃の納付が滞るような場合につきましては、電話での催告とか、臨戸、直接お訪ねして相談を受けたり催促をしたりというような形で個別に対応をしております。

概略でございますが、以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 移住相談において、こちらに移住した人間の数15名、これ以外に移住者の実績を把握しておるかということでございますけれども、下のほうに書いております島時々半島ツアーであったり、また島コンであったり、これが実績として移住者が何人何世帯というような書き方をさせてもらっていますけれども、これ以外の、例えば農業の相談であったり、水産業の相談であったりとか、そこら辺の移住者という数字は、申し訳ないんですが把握しておりません。

それで、もう一点、移住相談で15名入られて、トータル189名が移住しておるけれども、これがどれぐらい定着しておるのか、逆に言うと出ていってるんだという質問についてですが、定住促進協議会としては、こちらへ転入する部分については把握をしておるんですけれども、その方が出られたところについてまでは追求していませんので、そこは把握できておりません。申し訳ありません。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） まず定住の件ですが、農業関係では15名、水産関係で現時点で17名の定住者がございます。そのうちというか、全体で、そのうち農業をやめた、水産関係をやめて周防大島町から去ったという方は、現在のところいらっしゃいません。

それと、もう一件のイノシシの関係でございますが、30年に今までで一番多い2,252頭の捕獲があったということですが、これにつきましては、捕獲は御存じのようにずっとどんどん増えております。それに伴って、全体の生息数はということでございますが、生息数については把握しておりません。これは、専門の方に聞かれても、年間に1組のイノシシの夫婦という表現がいいのか、1組から6頭生まれる。それを3頭捕った。なら、残りは5頭という、そういう調

査が、人間であれば1対1ですから、大体1人ということで把握できるんですが、そういう関係で非常に把握は難しい。

捕獲数が増えたのは、現在117名の猟友会の方がございます。この方々に今の捕獲あるいは駆除を依頼して実施しておりますので、猟友会の人間、要は捕獲する人が増えたので捕獲頭数も増えてきたというのはございます。それと、やはり講習等をずっと実施しておりますので、それぞれの方の捕獲レベルが上がったというのは間違いのない事実だと思います。

ただ、この決算書のほう見られると、猟友会会員の数が115名というふうになって2人ほどちょっと数が合わないかなというのがあるんですが、これは、そちらに載っているのは、要は免許の更新、新規に取った場合に補助が出る方が載っています。2人は何でかと言うと、第1種狩猟免許から第3種、第1種、第2種、第3種という狩猟免許があるんですが、第1種と第3種については、今いう補助規定が町のほうにございます。第2種については補助規定がないので、その2名の方についてはそういう助成金がなかったから、決算書と実際の猟友会の人数が合わないというのがあります。

以上です。

それと、被害額なんですけど、これはあくまでも共済関係の被害で把握しておりますので、それが本当に被害額かと言われると困るんですが、平成30年度で2,893万5,000円、29年度は、ちょっと捕獲頭数というか全体的の額も少なかったんですが、1,757万1,000円、28年度は、30年度よりも多くて3,134万8,000円というのが出ております。これは、あくまでも共済のほうの額ですので、実際はもしかしたら倍あるいは3倍という可能性もあると思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 順番に伺います。

まず、町営住宅についてですが、保証人については、この文書からは公営住宅の入居希望者の円滑な入居の促進を図る観点からそういうふうにする。そういうふうにするというのは、保証人がなくても入居できるようにするというので、今、部長の答弁の中にも、保証人が見つからない場合の期限は延ばすということは、やっぱり保証人をつけることが難しい場合が実際にあるというふうに理解していいんじゃないかなと思うんですが、期限を延ばさなきゃいけないようなケースがあると、あったというふうに理解していいのかな。なかなか首を縦に振らないので、まずそこから伺います。

それから、2番目の分は、ここでは、私大切だと思うの、2番目というのは、家賃滞納者に対する的確な対応及び支援についてですが、これも公営住宅に入居する家賃滞納者に対して適切な

指導や支援を行うということ、そこが観点だというふうにあって、私が重要だと思うのは、この中に所得が著しく低額または病気等により著しく多額の支出を要する等により家賃負担が著しく課題となってしまう、やむを得ず家賃を支払えない状況になるような人、そういう人たちというのはあると思うんです。ケースとして。

そういう場合に、福祉部局とかとも連携をとっておそらくいろんな、生活保護を受ければ家賃は要らなくなりますが、そういう福祉的な制度との連携をとっていく中で、そういう滞納者に対しても、払ってないからもうすぐ出ていけという対応ではなくて、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じていくと、そういう観点が必要だということが、私はこれはとても大事なんじゃないかなと思うんです。

そうした、いろんなケースがあって、病気になって、もともと家賃が滞納している人がさらに病気になって、家賃がさらに滞ってしまうというようなケースも、私も経験しましたが、そういうケースのときも、やっぱり住居権というものも、もうあなたは滞納何カ月もしているんだから強制的に執行して出ていってもらおうというような、そういうやり方ではないやり方を取ってくれと、ほかの部局とも協力をして、ということだと思うんですが、そういうところから、やっぱり検討していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2番目は、農業で17人がこれにプラスされるということなので、206人ですか、になるわけで、ほかの事業でプラスアルファがあるということで大変結構だと思います。

なかなか、出ていった数はつかめないということでしたが、出ていった場合に、いろんな理由で出ていくわけでして、それがどういうことになってしまったのか、なぜ大島に定住することに抵抗を感じてしまったのか、それはやっぱりつかむべきだと思いますが、いろんな話として、役場として伺っているものも一切ないですか、出ていった人に対して。そういうケースがありながら、出ていったあとはもう知らんよということでは、やっぱり尻切れとんぼといいますか、せっかく定住してもらって、その人たちが出ていってもらうときは、もう去る者は追わずということになってしまうというのは、行政としてやっぱり残念だと思うんです。出ていった人たちの動向、気持ち、理由、そういうものは一切聞いたことはないですか。その辺はいかがでしょう。

イノシシですが、捕獲数は増えているけれども、被害額が必ずしも減っているということではないと、今の数字から見ると被害額が減っているとは言えない可能性があるわけで、やはり今後も年々増えていると。一直線に右肩上がりというわけではないけれども、年々増えている。もちろん、21年から比べればかなり増えているわけですから、それは増えているのは間違いないですが、被害額から見れば、必ずしも被害が減っているわけではないと。

しかも、農林課のほうに、私も何度もイノシシの被害を住民から連絡があるたびに農林課をお願いをしていますが、やはり人家の近くに出没しているケースが、安下庄でも日良居でも増えて

います。やっぱりなかなか出会っても逃げるケースが、夜なんか私も出会いますが、逃げるケースのほうが今までは圧倒的に多いので被害には遭っていないわけですが、やはり、安全にもかかわることでもありますので、被害額と同時に安全の面からも今後もぜひ頭数がさらに増える工夫をしていただきたい。

先ほどの部長の答弁では、やはり捕る人が増えたから増えたということと、捕る技術が向上しているということからすれば、やはりそういう対策が今後も必要だというふうに思いますが、その点からはいかがでしょう。被害額を減していくというところからどういうふうにしていくのかを伺います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんからの御質問の1点目、保証人について不要ではないかというお話というか御質問でございます。

先ほどの答弁でも申し上げたように、現行の制度として保証人を2名というところで条例に規定もございますし、それから、先ほども申し上げましたが、緊急時の連絡先であるとか家賃滞納された場合の請求先としての保証人の存在というのも事実としてございます。

入居の希望の際に保証人が制度上必要なんだというお話は前もってさせていただいておりますし、その中でなかなか保証人が見つからないという声も確かにお聞きはしています。ただ、制度上というか、お願いしますということで、1名はどうにか見つけれられるというようなケースが、私が聞いている範囲では、少なくとも1名は保証人はお見つけいただいているというふうに理解をしておりますので、今後の課題として保証人の人数であるとか制度の要件緩和、そのあたりは検討課題として考えたいと思います。

もう一点の家賃滞納者に対する対応についてでございますが、入居した後、途中で病気等の状況の変化によって家賃の滞納というか支払いが困難になるような場合で、当然というか、御相談を受ければ、例えば福祉部門への相談なりの御案内は差し上げておりますし、それから一時的に体調を崩しておられるような場合であれば、納付の猶予というか、そのあたりの御相談はお受けしておりますので、何が何でも収入がないのにお支払いいただくという機械的なやり方はしているつもりはございません。

ですから、ケース・バイ・ケースで入居者の方の経済事情なり体調というか、そのあたりを含めての相談をお受けした上で、こういうふうな形でお支払いいただけないかというようなお話をさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

移住をした方が周防大島町を離れた理由ということでございますが、周防大島町に移住をいた

だいた全ての方が町内で今も暮らしておられればよいのですが、残念ながら本町をあとにされたケースもございます。

その理由についてでございますが、周囲の方の情報によりますと、仕事上の問題だった方、生活そのものに問題が生じた方があり、個人的な理由だったというふうに認識をしております。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどの駆除についてでございますがイノシシの、人家の近くに出る場合においては、現在うちが主にやっているのは、くくりわなというワイヤーをかけてやるわなですので、人間にかかるということはないと言い切れないとがございますので、やっぱり安全を考慮した上で、人家の近くにはそういうのはかけられないんですが、現在、箱わなを購入して、現時点で50基、31年度、令和元年度には一応20基程度の購入を今考えております。その辺で相談していただければ、設置する箇所があれば箱わなで対応しようというふうに今考えております。

それと、やっぱり被害ということになれば、まずは捕ることも重要でしょうけど、あくまでも個人で防御していただきたいというのがございます。近くに出ると、山の10頭よりも近くの1頭というような方向で駆除していくほうが被害額は減せるというふうには聞いておりますので、まずは個人のそれぞれの財産を守っていただきたい。

また、その相談については、農林課のほうに有害対策の専門の班がございますので、そちらのほうに相談していただければというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について質疑はございませんか。ないようでありますので——田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと3点ほどお尋ねをいたしますが、成果報告書で29ページに広聴活動というんで40件の提言があったというのがありますが、これがどういう、概要で結構ですから、どんな提言があったか、それでどんな回答をされたのか、そこを御説明ください。

それと、38ページに、地域づくり活動支援補助金、この補助金に限ったことではなくて、町全体の補助金の話でお伺いしますけど、町全体でこういった団体への補助金の総額が幾らあるのか、何団体に総額で幾ら補助金を出しているか。それで、そのうち町が事務局を担う団体に何団体幾ら補助金を出しているかというのを御説明ください。

それと、もう一点は、371ページの公有財産購入費で駐車場として購入されたと、昨年議決がありましたけど、これの活用実態について御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 広聴活動の40件の提言の概要ということでございますが、大島大橋事故に関する14件、災害に関する4件、そのときには船会社の相談、損害賠償とか給水対策、災害対策への提案がございました。これに対しては現状をお知らせするとともに、今後対策を検討しますという旨の回答をさせていただいております。

次に、生活に関する5件、健康について1件、観光に関する3件の提案がございまして、中身は街灯、空き家、イノシシ対策、公衆トイレなどで、これを関係機関に要望したいということでございましたので、要望について対処、検討する旨を回答しております。

また、ふるさと納税に関する2件、ホームページの件について2件、これは改善できるところは検討しますという回答をさせていただいております。

その他、町政関係5件、町議会議員報酬額、離婚における面会、交流移住など関係機関により決定されるものである旨を回答させていただいております。移住の相談については、苦情であったものですから、おわびの返信をさせていただいております。

また、職員や庁舎に関する提言については、送信者が不明でございますので、これは回答いたしておりません。

それとほかに、昨年の夏ですか子供が行方不明になった事件、これに対する提言、どういうふうを探したらいいよとかいう提言ではあったんですが、そういう提言が4件ございました。これは無事保護されたことと、お礼の回答をさせていただいております。

こうした提言の内容等につきましては、提言と回答につきましては、29年度からホームページのほうに公表しておるところでございます。

それと次に、補助金の総額というところでございますが、これは誠に申しわけありません、数字を確実につかんでおらなかったんで、聞き取りという形で集計をさせていただきました。それで町全体で各種団体への補助金の件数は526件で金額は約2億8,900万円、そのうち町が事務局になっている件数は30件で、金額は約3,500万円ということでございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 371ページの山口大島農業協同組合から購入いたしました公有財産購入費における駐車場としての活用実態についてでございますが、西側の約半面は本年7月7日に実施しました郡陸上競技大会において駐車場として利用しました。

また、来年2月2日の実施予定のサザン・セト大島ロードレース大会では、駐車場として全体を利用する予定でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 広聴活動について、提言に対して回答されたという、回答した分はいいんですけど、例えば検討しますという回答もあると思います、それをその後どうされてい

るのか。例えば、検討しますと回答したあとで、どういう検討をされたのか。どういう検討はいいですから、検討した結果を例えば回答しているとか、公表しているとか、そういうのがあるのかどうかをお尋ねをいたします。

それと補助金の関係なんですが、526件、約3億円のお金が補助金として出ていると。これはもちろん必要性というのは個々に精査されて補助金を出しているんでしょうけど、やっぱり個々に526件の補助金をそれぞれ割り振ってやるということも一つのそういう方法がベースなんでしょうけど、補助金のあり方として、必要なところに必要な補助金を出すという意味から言えば、そういう個々の補助金で区分してしまうと、結局、前例踏襲になるというか前年並みに補助してしまうと、そこに真摯な検証というんですか、本当に必要性を吟味する、そういうプロセスが欠けてくる可能性もあるんじゃないかと。

個々に補助金を支出するんでなくて、そこをやっぱり一つの、3億円というお金ですから、まとめて本当にこれが必要なのかどうかというのを一回その前段の部分で精査するという、そういうプロセスがどこまでできているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

それと、公有財産の件ですけど、これは去年の議案のときの説明では、必要だから購入したという話だろうと思いますけど、今は残土置き場になっています。これは去年12月でしたかね——に必要だから、イベントなんかの駐車場で必要だから購入したはずなんで、それが半分とはいえ残土置き場になって、本来の購入目的として使われていないというのは、これは問題じゃないかと思うんですけど、その辺の認識というか、その辺を御答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 岡本政策企画課長。

○政策企画課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの、町政についてのその後の対応状況についてということでございますが、担当部署より回答を得て、提言者の方へ回答のほうを連絡しておりますが、その後の動向について調査をしたかと言われれば、調査のほうは行っておりません。あくまで担当部署のほうでその後の対応をしておるということで行っております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まさに駐車場としてから買った土地が、今現在、ずりの置き場になっているということでございますが、私たちは当初からあそこを、主に大規模な、陸上競技場、体育館等を使ったたくさんの集客があるときの、利用者がおるときの駐車場が不足するので、そこを活用しようということで、駐車場に買い取ったわけでございます。

ちょうど今、御存じのように地家室トンネルが工事に着工いたしまして、そして、地家室トンネルのずりを再度また町内で活用していただくということも計画をいたしておりまして、県のほうではどっかに仮置きを一度しておいて、それをまた町内の道路工事現場に活用したいということでもございましたので、若干、駐車場になっているところが残土を使い、ずり置き場になってい

るのではないかということでございますが、まさにそれは駐車場の利用とは違う利用になっておりますが、いずれにいたしましても今年中にはそれを移動するというので、県からの要請を受けて、そこを利用させていただいておるところでございます。

ですが、来年の2月のロードレース大会までにはきちんと整理して、ロードレースが大変またたくさんの皆さんに来場いただくわけですから、そのときにはきちんと駐車場として使えるようにしていきたいと思っておりますので、今のこれも大変町にとってもいい活用方法だと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 補助金の件でございますけれども、現在のところ当初予算に盛り込む際には、やはり担当課がその団体とヒアリングを行いながら、補助金の額、必要性なんかも交えながらの検討はさせていただいております。

その上で、それを持ち寄って予算要求された折に、今度は財政課なり私どものほうがヒアリングをしながら、またそこで検討を加えて、必要性なり、額として適正かどうかという検討を加えるという形で現行は行っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 広聴活動の提言の関係なんですけど、担当課で対応を任せているという状況なんだと思うんですけど、やっぱり提言を受けて、それをもちろん精査しなきゃいけないんですけど、有効な提言というのは、検討しますで回答して、あと担当課に任すというんでは、そこで終わってしまうんで、ちゃんと最後にどうなるかということまでどこかが管理せんと、実現するかどうか、そこのフォローができないから、やっぱりその提言や回答というんですか、それ自体が無駄になっている、無責任な話になってしまうんで、やっぱりそこの提言を受ける、政策企画が受けるんなら、そこできちっと担当課に投げて終わりじゃなくて、担当課がどうするか、どういう対応をするか。

できないという回答もあるでしょう、でもそれは何でできないかというのはきちっと精査しなきゃいけない話ですし、貴重な提言を受けているんですから、それが実際にどういうふうな形で決着するか、そこまで責任を持ってこそ提言の意味があると思うんで、その辺は答弁がありやまた、答弁をいただきたいと思います。

それと、補助金を、確かにそうなんですけど、やっぱり歳出削減という観点から言えば、せめて種類別に例えば分類して、一つの今、100万円ずつ100団体に出すというのを、いろんな地域振興、文化振興とか何かいろいろあると思うんですけど、そういう種類別に分類して、一本化して必要なところに重点配分するとか、そういう工夫も必要じゃないのかなと思うんですけど、その辺のお考えもお聞かせいただけたらなと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず提言のことですけれども、やはり言われたとおりで、検討しますで終わるんでは提言も生かされないということもございますので、そこら辺はこれからちょっと考えていきたいと思っております。どういう形でやっていったらいいのかということを考えていきたいと思っております。

また、補助金につきましては、その補助金の内容によっても全然、補助金の中身によって全部異なってくるんですけれども、段階的には各課が団体に対してヒアリングを行いながら、その必要性であったり、額だったり等の検討を重ねる。

また、その後には今度は査定で、やはりその検討を重ねる機会というのが、町長査定まで行くと3段階まであるわけでございますので、その中でしっかりそれを見ていくということをやりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 和田苑とかしらとり苑、指定管理に出しているところなんですけど、入所率が非常に悪いように思っております。その入所の条件ですかね、今どようになっているのかということと、どういう理由で入所率が悪いのかなと、どういうふうに認識しているか、その辺をわかればお話してください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 小田議員さんから、和田苑、しらとり苑の、高齢者生活福祉センターという言い方をいたしますが、入所率が非常に悪いと、その入所条件をとということでございますが、基本的には住む場所がないといえますか、家が住むのに適していないという条件のもとと、もう一つは、この施設は、高齢者生活支援センターというのは、その方がその施設の中で自炊ができる、自分で御飯をつくって食べることができるという要件を課しております。それがもともとの本来の国の基準でございましたので、そういう形となっております、なかなか高齢化が進み、おひとり暮らしの中で、自分でつくって食べるという行為がなかなか厳しいという方が非常に多いというのが入所率が下がっている要因だろうというふうに私たちは思っております。

この高齢者生活支援センターそのものの考え方を少し柔軟にということも、今後、当然考えていかなければならないというふうには思っておりますが、現在は当初設置をした条件のもとで入所をさせているという状況でございますので、御理解をたまわりたいと存じます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 今、部長が言われたとおりで、ただ当初の計画どおりだから、どうしても自炊が徹底できなくちゃいけない、家が不便なところがないといけないという条件で、

例えば入りたくても近所の人は入れないとか、そういうことがあると思うんですよ。

今、白木村というのが東和町にあるんですが、もともと家賃も普通のところより高く、ただ1DKのところなんですけど10何万円ぐらいのところ、それでも満床なんですよね。そこはたまたま食事もやってくれるし、介護もお願いしたらしてくれるというのがついているからということで、少しぐらい高くても満床というような状態なんです。

僕らが普通に考えると、和田苑とかだったら、隣に介護施設もあることだし、そういう少し柔軟に対応したら、かなり入る人が多いんじゃないかと思いますので、ぜひ可能な限り進めていていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後2時05分休憩

.....

午後2時17分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 所管の委員会の議案ではありますが、委員会には町長が来ないので（笑声）町長のお考えを賜りたく、きょう質疑いたします。

2点ですが、今回の決算で8,300万円余りの繰越金が出ました、昨年に続いてと言いますか。国保の場合は税もあるので、この繰越金、つまり黒字は税も含まれているというふうに考えるべきだと思います。

そこで伺いたいんですが、この8,300万円の繰り越し、基金に入れば基金ということになりますが――を財源として、例えば3,377世帯ありますので、1世帯当たり1万円国保税の引き下げをしたら3,377万円を使う、この繰り越しまたは基金を使って、その財源に充てるというお考えはあるのかどうか。この3,377万円を使ったとしても、残りまだ5,000万円近くの繰り越しが残るわけで、十分な金額は積み立てられるというふうに思います。

1世帯当たり1万円の引き下げが嫌なら均等割を、一般質問でまとめたような考えに基づいて一定程度の引き下げを行う、そういう繰り越しを、引き下げまたは減免の財源とする用意が、お考えあるのかどうか、まずそこを町長にお伺いをいたします。

それから、2点目ですが、ことしの4月12日付に厚労省の保険局、国民健康保険課が、これプレスリリースですが、全国の市町村の国保財政の状況についてをリリースしています。

私がこの中で、これ全部やったら長くなりますので、注目したのは、いつもこの議会でも法定外の繰り入れはもうしないんだという方針を持っておられますが、これを見ると法定外の繰り入れも、法定内、法定外の繰り入れを100%とすると、法定外の繰り入れも約30%ぐらい、31%を——これ金額ベースですが、金額で全国の市町村で128億円行っています。特にこの中で、保険税の減免額に充てるためとして法定外の繰り入れを行っているのが——あ、これが128億円ですね、全体として788億円のうちの128億円、約5%、全市町村の5%の金額が法定外の繰り入れを行った上で、国保税の減免を行っているということが厚労省が発表しています。

つまり、私何言いたいかと言うと、本町では法定外の繰り入れはやらないという方針のように伺っていますが、実際にはこういうふうに、繰り入れを行った上で国保税の減免を実施をしているところから見ても、あるいは30%、31%が法定外繰入になっているところからも、そういうものを。ことしはそういうケースではありませんので、ことしの決算のことを言っているんじゃないですね、方針の問題として伺いたいんですが、そういう法定外繰入を行っても、国保税の減免に充てるという、そういうのが5%あるという実態について、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今御質疑があったように、平成30年度の決算では8,300万円余りの剰余金が出ているわけですが、当然のことながら今回の補正予算のほうで、この後に審議されますが、補正予算のほうで基金からの繰入金5,000万円を繰り入れを言うなればやめるということで、繰り入れの戻し入れをしております。

さらに残りの3,200万円につきましては、基金に積み立てようという補正予算を出しているところでもありますので、8,300万円の使途については、そのように基金に積み足すことと、基金の取り崩しをやめるということで補正予算を組んでおります。

先ほど厚生労働省のプレスリリースを見せていただいたんですが、国民健康保険財政状況、市町村の国全体の数字でございますが、平成29年度においては、確かに法定繰入分が4,663億円で、法定外繰入分が2,540億円だというふうな統計数値が出ております。

そして、その法定外繰入金の中身は何かと言いますと、法定外繰入金の中で決算補填等の目的

で繰り入れたのが1,751億円、要するに決算をやってみたら赤字になるから、それを一般会計から補填をしたというのが70%ぐらい、1,751億円だというふうに出ております。

そして、決算補填以外の目的で、この法定外の繰り入れをやったのが788億円で、両方合わせて法定外繰入金で2,540億円というふうな数字が出ております。

さらにこの中身を見ておきますと、法定外繰入金の中で決算補填等の目的以外のもの、要するに今おっしゃられたとこなんですが、決算補填以外の目的でやっておるものの中の788億円の——じゃないんですかね。そうですね、788億円の中に保険税の減免額に充てるために、この法定外繰入金を行っておるというのが128億円ある。これが全体の率から言いますと5%ということになっておまして、今議員さんがおっしゃられたことが、まさにこの数字のことをおっしゃられるんだろうと思います。

法定外繰入金を行わないということは、全く行わないというふうに言っているわけじゃなくて、当然のことながら国保会計で、もし仮に基金がなくて、そしてなおかつ国保会計が赤字になったという場合には、当然、一般会計からの繰入金でもって決算の赤字を出さないような方法をとる、一般会計の繰入金を行うということを今までずっとやってきたわけでございます。

そして、または基金が積み立てがある場合、今現在のような状態ですが、基金がある場合には仮に決算で赤字になるような場合があれば、それは補正予算の中で基金からの繰入金を取り崩して繰り入れをして、収支を保つということになると思っております。ですから、今回のように、ここに出ております法定外の繰入金を決算の赤字以外のところに法定外繰入金でもって、その赤字以外のことをやろうというつもりは今のところないんですが。

ここにありますように、全国でやっているのではないかという今お話がありました。私もこの中身をもうちょっと分析してみなければならぬと思うんですが、保険税の減免額に充てるためというのは、任意の減免額に充てることなのか、または通常も減免という制度があつて、その制度にのっとつたら当然ながらマイナス要因になるから、そのマイナス要因分は一般会計から法定外として繰り入れようじゃないかというふうなやり方をしているのではないかというふうに私は推測しているんですが、ここらあたりがきちんとまだ、内容が精査できておりませんので、これはまたきちんと精査してみたいと思います。

それと、議員さんが今御質疑ありましたのは、例えば今回のように決算で黒字が出るような場合、最近ちょっと基金に積み立てができておりますので、そうした一般会計から繰り入れてやるんじゃないで、基金を崩してやる、または繰越金をもってやるというような形でもって、3,300人ですか——に対して1万円を配ると。何とはなしにちょっと橋の事故のときような（笑声）あれがありますが、そういうことは今全く考えていなくて、もし仮に、そういうことを検討するとすれば、議員さんがこれまでもずっといろいろな場面で質疑とかまたは質問をされて

おりますように、例えば低所得者の方で、低所得者の方は極端に言えば均等割がない方と、ある方がおると思うんですが、同じ低所得者でも住民税の均等割がかかっている人の場合には、例えば国保税の均等割を減免するとか、ゼロにするとか、または子育て世帯の方々の均等割、なおかつ子育て世帯でも所得も関係もあると思いますが、子育て世帯でなおかつ所得の低い方の所帯の子供がおるところについて、その均等割を減免するというようなことについては、やるとすれば繰越金があるとか、または基金があるということではできないということになるわけですから、それは大きな政策的な問題として、そしてまた所得制限も、どこからかけるのかということもきちんと精査しなければなりません、子育て支援という意味からすれば、それは一つの考えでもあるのかなというふうなことも理解しているところでございますので、これについてはもっと精緻な精査をして、そして実際に財源的にどこまで必要なのかということも考えながら。

そして、またもう一つは、私が気になっているのは、やはり医療保険の全てが国保というわけじゃないわけでございまして、当然、社会保険もあるわけでございますから、また健保組合かどうかわかりませんが、いずれにしても他の医療保険の中にも所得の低い方なおかつ、それで子育てをされている方というもおるとお思いますので、そこらとの整合性はどうかということもありますので、もう少し精緻な検討を加えていってみたいと思っておりますのでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 結論は精緻な検討をするということと受けとめますが、今の町長の答弁の中で納得できない部分は、やはり3月の一般質問で述べたように、ほかの健康保険制度に比べて国保税が極端に高くなっていると。仮に国保税の均等割がなくても、ほかの健保組合だとかそういうものに比べても、あのときは本町の国保税の均等割がなくても、協会けんぽに比べて7万円まだ国保税が高いと。だから健康保険制度の中で均等割制度がある。つまり昔で言う人头割のように、もう赤ちゃんからお年寄りまで生まれたらすぐに税金を掛けるという、そういう制度はもう国保しかない、医療保険ではですね。

そういう中で、この均等割を省いてはどうかというのは、私だけが言っているんじゃない、たびたび言いますが、知事会もそれは国に1兆円出せと、均等割をのけるというのは全国知事会の意見でもありますし、制度としてはそういうことで均等割というものがあるわけで、ほかと比べて云々と今町長おっしゃったけれども、均等割がなくて初めてほかの医療保険制度と肩を並べると言いますか、そういうことになるわけで、精緻に検討するという意味では、ぜひそこをお考えの上、精緻な検討を加えていただきたいということを申し添えますが。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 医療保険の中で国保と協会けんぽと健保組合とを比較するというのは、どちらかと言うとなかなか比較対象にならないというふうに思っておるわけでございます。

いずれにしても、今砂田議員さんがおっしゃられたように、均等割というのは国保の加入者が1世帯の中で多くなればなるほど高くなる要素につながっておるわけですから。例えば住民税とか所得税のように、扶養者が多くなれば多くなるほど税額が減ってくるということと違いまして、扶養控除があるということと違いまして。扶養控除じゃなくて扶養者が税の対象になって膨れてくるということでもありますので、ちょっと違うんじゃないかというふうに思うところもあります。

そして、全国知事会のほうからも、そういう要望、要請が国に対して出ているということも存じ上げているところでございます。

そこらを踏まえて、精緻に検討しなければならないというのは、それは町が独自にやるべきなのか、例えば国や県やそこの制度全体として、そのような制度改正にしていくのがいいのかということでございますが、国の制度ががっさり変わるということは、なかなか大きなエネルギーがいることでもありますので、当面の措置としてそういうことを取り組んでおる自治体もあるということでもありますので、そのことを研究してみたいと思います。

また、例えば繰越金がない年度も当然あります。基金が枯渇するという時期も当然あります。そうしますと、一般会計から直接生の額を入れていかなければならないということも検討しなければならないということでもありますので、それらも含めて、きちんとした精査をして考えてみたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

認定第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 決算書の24ページに工事等の一覧が出ておりますけど、これについて60件と監理が1件あるんですが、指名競争入札——一般競争入札があるのかもしれませんが、競争入札によるものが何件あって、随意契約が何件か、それだけちょっと御答弁をください。

それと、これ私の見方が悪いんだろうと思うんですが、成果報告書の7ページに、決算報告として決算額が掲載してあるんですが。これと例えば医業収益、収入の医業収益の決算額は34億7,889万6,434円となっているんですが、決算書の7ページの数字とどこをどう足せば、足すのか引くのかわかりませんが、決算書の7ページのほうの医業収益は34億7,119万3,021円となっているので、これと何かを足せばこの数字になるのか、その辺を解説していただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問についてお答えいたします。

まず決算書の24ページ、建設工事の入札に関する点でございますが、指名競争入札をしたのが1件でございます。随意契約が3件でございます。

それから保存工事の概況ですけれども、保存概況のほとんどが医療機器設備等の修理に関するもので、全て随意契約で行っております。

それから、ちょっとよく聞き取れなかったもので申し訳ないですが、決算書の1ページと（「7ページ。両方7ページ」と呼ぶ者あり）あ、7ページ。（発言する者あり）事業損益計算書と決算書と収益的収入及び支出というところでございますかね。（発言する者あり）

まず、損益計算書の当年度純損失の5億9,000円のところででしょうか。（発言する者あり）失礼しました。収益的収入及び支出というのは（「もう一遍いい」と呼ぶ者あり）はい、ちょっとよく……

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時41分休憩

.....

午後2時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 田中議員さんの御質問にお答えします。

成果報告の7ページ、こちらは決算報告ということで、こちらに計上しております決算額につきましては、税込み数字となっております。

損益計算書、先ほど、こちら決算書の7ページになりますけれども、こちらは税抜きで計上しておりますので、この差額につきましては、医業収益の部分で申し上げますと、医業収益の消費税部分が差額になっておるといことになります。

数字上で端的に見ていただきますと、決算書の1ページをご覧くださいと思います。一番下に収入の合計欄がありまして、病院事業局事業収益合計の下、第1項事業収益、こちらが医業収益に対応するものでございますけれども、こちら決算額のところを見ていただきますと、34億7,889万6,434円ということで、先ほど成果報告の7ページの数字と合っている状況でございます。

こちらから、その右側に、備考欄に仮受消費税を記載してございますけれども、こちら34億7,889万6,434円から、こちら右に掲載しております770万3,413円を抜いたものが、決算書7ページの損益計算書の医業収益になるということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） わかりにくいね。ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 契約のほうですけど、保存工事、修理だからという理由で、全部随契ということなんでしょうけど、これはもう本当に、随契どういう理由かわかりませんが、その随契相手の業者しか契約相手がいなかったということなのか、その辺を御説明をいただきたいのと、工事のほうは、随契が3件あるんですけど、これはどういう理由で随契なのか、一般的には入札できるんじゃないかなと思うんですけど、その辺も御説明ください。

それと、今の決算書はよくわかりましたが、ということは、この特別利益のところは消費税込みということで、損益計算書のほうも、ここは消費税込みの金額ということでよろしいんですね。

○議長（荒川 政義君） 大元総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 建設工事の3件の分、随意契約についてですけれども、随意契約の行える場合は、地方公営企業法施行令の……。

自治法で決められているものではないと思いますけれども、それに定められておりますけれども、1番のガスタンク更新工事というのは、ガス事業法の定められておりますガス供給業者でないと施工工事ができない関係で、町内にもありませんで、その町内業者と契約せざるを得なかったということでございます。

あと病棟監視カメラ設置工事と、1、2階空調更新工事でございますが、病院事業局に設計等を行う技術者等がおりませんので、基本設計を頼まないとなかなか工事をしづらい面がございます。この2件については、ほぼ機器の交換でございまして、基本設計等をお願いするよりは安くできるというところから、見積もり合わせで行って、随意契約をやったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 先ほど御質問がありました特別利益の消費税の件でございますけれども、こちら決算書の1ページをご覧いただけたらと思うんですけども、先ほどと同様、病院事業局合計が下のほうにありまして、その下、特別利益の欄がございます。

そちら決算額866万8,420円、こちらが7ページの損益計算書の特別利益で上がっておりますけれども、その右に消費税がゼロということで、全て消費税がかからないものの売り上げ、非課税部分、大部分が就学資金の貸し付けのための返金分が大部分であるんですが、そういったものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 工事のほうなんですけど、基本設計を委託を出すより安くできる

から随契だというのは、どういう根拠で言われているのか。じゃあ、基本設計委託がどれだけかかってというのは、当然、検討されているということですね。その理屈が通るんなら、ほかの工事も全部随契でやりゃあええ話で。

でも、大抵の町長部局の工事なんかは、ほとんど業務委託して、設計に出して、設計させてやると。だからそれはちょっと別の議論だろうと思うんですよ。

随契か入札、入札が基本なんで、そこを随契にするという理由と、基本設計をやらすよりは随契のほうが安いから、基本設計費を省けるからというのは、別の議論じゃないかなと思うんですけど、必要なものはちゃんと基本設計をやって、それで入札に出すというのが本来のあるべき姿だろうと思うんですけど、さっきの答弁じゃあ何か納得できないような気がするんですけど、もう1回お願いします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時50分休憩

午後2時53分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 今、手持ちの資料ございませんので、後ほど準備させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定についてまでの11議案を、本日、配付しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号平成30年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計決算の認定についてまでの11議案を、本日、配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第1号令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづり1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に4億8,547万8,000円を追加し、予算の総額を149億1,283万4,000円とするとともに、第2条により債務負担行為の補正を、第3条により地方債の補正をそれぞれ行うものでございます。

まず、歳入歳出補正予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入の9款地方特例交付金は、交付額の決定により減収補填特例交付金を221万7,000円増額するものでございます。

10款地方交付税は、普通交付税の交付額が69億4,977万7,000円と決定されましたことから、1億9,977万7,000円を追加計上するものでございます。

12款分担金及び負担金2項負担金は、10月から実施されます保育無償化に伴う保育所利用者負担金の減額となっております。周防大島町におきましては、3歳以上児の保育料を無償化する国の制度実施に合わせ、町独自の施策により3歳未満児を含め、全ての児童の保育料を無償化するものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、保育無償化に伴う私立保育所運営費負担金2,341万1,000円の追加及び、12ページ、前年度精算に伴い追加支給されます生活保護負担金の過年度精算金169万5,000円の追加計上が主なものとなっております。

また、4目災害復旧費国庫負担金は、平成30年7月豪雨災害に係る平成30年度施行災害復旧事業に対する公共土木施設災害復旧事業費負担金の施越分4,251万2,000円の計上となっております。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、生活困窮者に対する医療扶助適正化事業への補助金109万8,000円及び、法改正に伴うシステム改修経費への補助金として、障害者総合支援事業補助金64万6,000円、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事業への補助金28万円の計上でございます。

なお、5目土木費国庫補助金は、内示のありました活力創出基盤整備交付金154万6,000円の減額となっております。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に保育無償化に伴う私

立保育所運営費負担金245万7,000円、前年度精算に伴う過年度精算金109万9,000円が主なものでございます。

13ページ、2項県補助金2目民生費県補助金は、保育無償化に伴う多子世帯保育料等軽減事業補助金171万円の減額、4目農林水産業費県補助金は、日良居地区の耕作放棄地を含めた農地整備に関する地形図作成への補助金199万4,000円及び沖家室島キャンプ場に関する計画作成業務に関する補助金204万3,000円が主なものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを6,384万3,000円減額し、財源調整を行うものとしたしております。

14ページ、19款繰越金は、平成30年度からの繰越金を2億515万8,000円追加するものでございます。

20款諸収入4項雑入2目雑入につきましては、内示のありましたスポーツ振興くじ助成金454万円の減額、後期高齢者医療療養給付費負担金に係る過年度精算分の確定に伴う精算額3,414万4,000円及び、当初予算に計上しております、白木半島地区コミュニティ協議会への元気生活圏補助金及び消火栓ホース等の整備の財源として、山口県市町村振興協会からの地域づくり推進事業助成金200万円及び周防大島町をPRし誘客につなげる事業への補助金10万円をそれぞれ計上いたしております。

21款町債1項町債1目農林水産業債、2目土木債、3目過疎対策事業債は、財源調整及び新規事業による増額、15ページ、4目災害復旧事業債は、平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧事業に対する財源として、5目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う減額計上、6目合併事業債は、事業費の調整に伴う増額となっております。

次に、歳出でございます。16ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費2目文書広報費は、東三浦赤松地区防災行政無線再送信子局のアンテナ素子の一部が欠損しているため、アンテナの交換修繕経費44万円を計上いたしております。

5目財産管理費は、地方財政法第7条第1項に基づく積立金として、財政調整基金へ1億800万円の積み立てを計上いたしております。

また、7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、大島、東和、橘の各支所経費に修繕費、工事請負費及び小規模施設整備事業補助金を追加するものでございます。

8目電子計算費は、コンビニ交付の導入について、J-LISによるシステム確認試験と疑似店舗による確認試験を要し、この試験実施を経て10月から稼働することが確定したことにより、今年度の保守業務の予算を10月からの電算保守業務237万6,000円及び旧姓併記対応業務46万2,000円の新規計上、幹部職員へのタブレット配布によるウェブ会議や資料共有によるペーパーレス化を図る経費138万6,000円、また、都道府県ごとに設置され、今年度

より新たに利用負担金が決定されたL G W A N山口県ノード利用負担金を新規に計上いたしております。

なお、17ページ、9目地域振興費は、歳入で御説明いたしました地域づくり推進事業助成金の財源振替となっております。

3項戸籍住民基本台帳費は、法改正による印鑑登録証明書への旧氏記載について、コンビニ交付に関する様式変更に当たり、J - L I Sでの試験工程を受けるための出張旅費を計上しております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、ふぐあいの発生しております、たちばなケアプラザの空調修繕経費の計上でございます。

2目障害福祉費は、障害福祉一般経費において、障害福祉関係事業に係る国・県補助金の前年度精算による償還金2,209万8,000円の計上及び、障害者自立支援給付費事業においては、法改正に伴うシステム改修経費の計上となっております。

18ページ、5目介護保険対策費は、前年度精算に伴う介護保険利用者負担軽減事業に係る県補助金の償還経費でございます。

また、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、保育無償化に伴い認可外施設を利用している子供のための利用給付経費及び前年度精算に係る国・県補助金の償還経費の計上、3目母子福祉費は、消費税引き上げに伴い子供の貧困への対応として、未婚の児童扶養手当受給者に対し給付金を支給するもの、4目保育所費は、指定管理を実施している日良居保育所への保育無償化に伴う3歳以上児の副食費の追加分を、5目保育所運営費は、町内私立保育所への副食費補助金の追加計上となっております。

19ページ、3項生活保護費1目生活保護総務費は、法改正に伴う生活保護システム改修業務の追加及び前年度精算に伴う国・県補助金の償還金の計上でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、しまとぴあスカイセンター管理経費において消防設備点検に伴う誘導灯の交換や老朽化しているシンクの改修経費等の計上、日良居庁舎管理経費においては、7月請求時に判明しました漏水に関する修繕経費及び漏水調査業務に関する経費の計上となっております。

20ページ、2項清掃費2目塵芥処理費の塵芥処理施設管理経費は、緊急的に清掃センターの空調設備の取り替えを行ったことによる定期修繕の不足分及び1号炉の空気予熱器の配管取替修繕経費等1,616万5,000円の計上、不燃物処理施設管理経費においては、現在、有価物として売却しております小型家電を含む金属類について、小型家電等の引き取りが困難となったことから、小型家電リサイクル法に基づき、認定事業者に再資源化を委託する経費として133万1,000円を新規に計上いたしております。

また、3目し尿処理費は、当初予算において計上しております衛生センターの電気設備改修工事について、施設外への臭気の発生や硫化水素等の有害臭気の排出による影響を考慮し、停電時の運転に脱臭設備等を追加するための経費922万9,000円を追加計上しております。

5款農林水産業費1項農業費5目農地費は、農地一般管理経費において、農道小伊保田線のほか3路線の補修工事費388万8,000円の追加、排水施設管理事業は、ふぐあいが発生している土居東排水機場の排水ポンプの修繕経費の追加、単県農山漁村整備事業は、日良居地区の耕作放棄地を含めた農地整備に係る地形図作成経費398万9,000円及び、21ページ、沖家室島キャンプ場の事業計画作成業務に係る経費408万7,000円を新規に計上、県営農業基盤整備事業は、県営事業負担金3,825万円の追加、7目農村環境改善センター費では、ふぐあいが発生している蒲野農村環境改善センターの合併浄化槽の修繕経費を計上いたしております。

また、2項林業費2目林業振興費は、小規模治山事業において事業費内の予算の組み替えを行うものとなっており、3項水産業費2目水産業振興費は、財源の組み替えを、22ページ、3目漁港管理費は、三蒲漁港ほか2カ所の標識灯の修繕経費の計上でございます。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、ウィンドパーク管理運営経費において、トイレの修繕費や故障しております洗濯機の購入経費を、竜崎温泉管理運営経費は、ふぐあいの発生しております除鉄・徐マンガン濾材の取替経費286万9,000円を、総合交流ターミナル管理運営経費は、道の駅とうわチャレンジショップ前のテント屋根への防鳥対策経費を計上いたしております。

3目観光費は、山口県観光連盟の補助を受けて行います、東部エリアプロモーション事業に関する実施経費10万円を新規に計上しております。この事業は山口県への誘客を促進するもので、東部地区においては今年度実施されることとなっております。

23ページ、7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費は、八幡下地区の浸水対策のための測量設計業務、志佐集落道ほか1路線の分筆登記経費、地域要望や早期に道路橋梁補修に対応するため、町道久賀南線ほか38路線の工事請負費5,390万円、町道庄地線ほか2路線の補償費の計上などとなっております。

2目道路新設改良費は、町道中村流線ほか1路線の測量設計業務及び江ノ口橋ほか1橋梁の補修工事費1,000万円の追加計上でございます。

3項河川費2目河川建設費は、地域要望に対応するため工事請負費1,440万円の追加計上となっております。

24ページ、6項住宅費1目住宅管理費は、今後、不足が見込まれる公営住宅の修繕費500万円の追加計上でございます。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費は、財源の組み替えを、3目消防施設費は、漏水を起

こしております橘地区の古城防火水槽の修繕経費の計上となっております。

25ページ、9款教育費2項小学校費1目学校管理費は、小学校管理事務局経費に、今後、必要と見込まれる修繕費283万7,000円を、3項中学校費1目学校管理費は、主にふぐあいが発生しております安下庄中学校のキュービクル真空遮断器の修繕経費132万6,000円の計上となっております。

4項社会教育費1目社会教育総務費は、来る11月17日に大島文化センターにおいて開催されます、やまぐち2019短歌大会への補助金として、周防大島町文化振興会補助金20万円の追加、2目公民館費は、6月の電気工作物点検の際に指摘された高圧負荷開閉器の修繕経費16万円の追加、5目社会教育施設費は、大島文化センターの冷温水発生器の部品交換修理経費や空調機温度調節計の交換経費62万7,000円の計上となっております。

26ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、当初予算に計上しております総合体育館床改修事業について、設計を行ったところ1階の可動席等に調整が必要となったことから、工事請負費882万円を追加計上、3目学校給食費は、大島地区学校給食センターにおいてふぐあいの発生しております排水管の修繕経費45万5,000円の計上でございます。

12款諸支出金1項繰出金は、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整でございますが、27ページ、病院事業特別会計繰出金につきましては、普通交付税の確定による調整及び公債費に係る繰出金の算定基準を国の繰出基準に準じた増額を行っております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、7ページ、債務負担行為の補正につきましては、久賀学校給食センターの調理業務等委託料から橘学校給食センター調理業務等委託料でございますが、いずれも調理業務につきまして、令和元年度までの契約により外部委託を行っているところであり、改めて令和2年度から令和4年度までの3年間の外部委託を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

8ページ、地方債の補正につきましては、林業債や河川債、過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債、臨時財政対策債及び合併特例事業債の補正に伴う追加及び変更を行うものでございます。

以上が、令和元年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時13分休憩

.....

午後3時23分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23の議案第1号の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。（「課長が入っていない。何かコピーしよったよ」と呼ぶ者あり）

○議員（4番 砂田 雅一君） せっかく準備しているのでやります。

18ページの未婚の臨時特別給付金28万円についてですが、1人当たり1万7,500円の支給を一定の基準に基づいて行っていくということで、28万円を1万7,500円で割ると、対象者はおそらく16人ということになるんじゃないかと思いますが、これで間違いはないのかどうか1点。

それから、支給対象の申請日は、各市町村で決めなさいというふうになっていますが、申請の日時はどういうふうにされるのか伺います。

文科省のホームページによると、受給者を目当てに振り込め詐欺事件とか個人情報を狙ったものが詐欺の電話とかがあるようですが、ホームページの中には文科省が見本のような、こういうものに注意してくださいというような見本のチラシもありますが、本町ではそこはどのようなふうにお考えか伺います。

それから、25ページの学校管理費の小学校と中学校の修繕費がそれぞれ計上されていますが、これらは学校の要望によって予算化されたものかどうか、としたら学校の要望は全て計上されているのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別交付金ということになっておりまして、この人数については消費税増税に伴う貧困対策ということで、今年度限りにおいて1人1万7,500円を16人とということで補正予算を計上しております。10分の10の国庫補助でございます。

それから、申請の際に個人情報保護について、文科省という言い方がありました、厚生労働省のホームページだろうというふうに思いますが、厚生労働省のホームページ上に、確かにそういった振り込め詐欺や個人情報の詐欺について御注意くださいと、こういったチラシのようなものがあるというのを私も承知しておりますけれども、基本的に、現在、児童扶養手当を受給されている方に対して、その未婚の方に対して、今回、その1万7,500円を支給するというところでございますので、基準日が10月31日ということになっておりまして、実際には支給をするのは、1月の児童扶養手当を支給するときに合わせて支給をするということにしておりますけれども、基本的にその対象者は、既に私たちは当然、現在、自給をしておるわけですからわかっておりますので、申請書の中に留意事項としまして、同様の内容で不明な点があった場合は、町から問い合わせを行うことはありますけれども、ATM等の操作を行って手数料等を振り込んでくださいとか、それから不審な電話がかかってきた場合は、すぐに役場のほうへ、または警察のほう

に御連絡をくださいといったような、同じような文言を入れた留意事項というものを同封して、実際に現在受けている方にお送りをすると。

そして、実際の申請は、今回、未婚のということですが、結婚していない人だけではなくて、事実婚という方もはじくといいますか、事実婚者は対象となりませんので、窓口へ来ていただいてその辺の確認を行った上で、支給をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

(発言する者あり) 申請期間は、実際に11月分の児童扶養手当を受ける方ですから、そして先ほど言ったように1月には支給をしたいと思っておりますので、その間にお願いをしたいというふうに思っております。ただ、その間にどうしても窓口へ来られないという方に対しては、当然ですが、支給は3月末まではできると思っていますので、支給をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(荒川 政義君) 永田教育次長。

○教育次長(永田 広幸君) 砂田議員さんからの御質問でございますが、要望のみではございません。5月以降、各学校で故障等の緊急対応で行うもの、今後、どうしても不調によりやらなくちゃいけないもの、そういった発見をしたものについての修繕もこの度上げておりますので、ほぼ要望の部分の、安全面で緊急性を要するものについては含めておりますけれども、そういったものの対応も行っております。

○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第24. 議案第2号

日程第25. 議案第3号

日程第26. 議案第4号

日程第27. 議案第5号

日程第28. 議案第6号

日程第29. 議案第7号

日程第30. 議案第8号

日程第31. 議案第9号

○議長(荒川 政義君) 日程第24、議案第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)から、日程第31、議案第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第2号から議案第4号までの補足説明をいたします。

まず、最初に議案第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を行います。今回の補正は平成30年度決算に伴う精算が主なものでございます。

補正予算つづりの29ページをお願いいたします。

第2条で、既定の歳入歳出予算の総額に3,253万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7,935万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

35ページをお願いいたします。

歳入から御説明をいたします。

6款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金は、当初予算で国民健康保険基金の取り崩しによって、歳入不足相当額を補う予定でございましたが、前年度繰越金によって補完が可能となりましたために、5,086万4,000円を減額するものでございます。

7款繰越金は、前年度決算に伴い8,340万円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

36ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、前年度の繰越金の発生に伴い3,253万6,000円を増額するものでございます。

以上が、令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。今回の補正は平成30年度決算に伴う精算が主なものでございます。

補正予算つづりの37ページをお願いいたします。

第2条で既定の歳入歳出予算の総額に17万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を4億6,253万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

41ページをお願いいたします。

歳入から御説明をいたします。

4款繰越金は、前年度繰越金を17万9,000円追加計上しております。

次に、歳出について御説明をいたします。

42ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金を17万9,000円追加計上しております。この納付金は、平成30年度の保険料のうち平成30年度歳出予算により、広域連合納付金として支出ができなかった保険料を令和元年度歳入予算に前年度繰越分として今回補正計上し、歳出により広域連合へ納付するものでございます。

以上が、令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの45ページをお願いいたします。

今回の補正は、平成30年度決算に伴う精算が主なものでございます。

第1条で、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に2億480万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を36億5,538万7,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に24万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を757万6,000円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明をいたします。

事項別明細書の53ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金は、財源調整のため4,000円を減額いたします。

3項介護サービス事業勘定繰入金は、6,000円を増額いたします。

7款繰越金は、平成30年度決算に伴う繰越金として、2億480万3,000円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

54ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費は、過年度の介護保険料の還付金として101万2,000円を増額いたします。

3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、平成30年度決算に伴う介護給付費準備基金への積み立てとしまして、8,935万9,000円を増額いたします。

4款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費1目介護予防生活支援サービス事業費19節負担金補助及び交付金は、介護予防生活支援サービス運営費負担金として2万円を減額いたしまして、高額医療合算介護予防サービス費相当分負担金として2万円を増額いたします。

55ページをお願いいたします。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金につきましては、前年度実績に伴う国・県等への償還金としまして、1億1,443万4,000円を追加計上いたします。

次に、介護サービス事業勘定について御説明をいたします。

事項別明細書59ページの歳入から御説明をいたします。

5款繰越金は、平成30年度決算に伴う繰越金として、24万8,000円を追加計上いたします。

次に、60ページの歳出について御説明をいたします。

1款サービス事業費1項1目介護予防支援事業費は、ケアプラン作成件数の増に伴うケアマネジャーと臨時職員の賃金の増額、介護事業サービス勘定から保険事業勘定への繰り出しの増額等の調整を行い、24万8,000円の増額補正としておるところでございます。

以上が、令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） それでは、議案第5号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第8号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの4議案について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第5号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正予算書の61ページをお願いいたします。

今回の補正は、4議案ともでございますが、第1条の総則により、当年度予算の名称につきまして、当年度全体を通じて「令和元年度予算」と表示することを明示しております。

それから第2条により、既定の歳入歳出予算に218万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,680万1,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

67ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、財源調整のため218万6,000円を追加計上しております。

68ページをお願いします。

歳出の1款簡易水道費2項事業費1目維持管理経費につきましては、浮島・江ノ浦簡易水道、井水RO膜浄水装置の故障による緊急修繕及び江ノ浦地区における給水対応に係る費用として、い

ずれも既存の予算で緊急対応し、今回の補正予算で補填するものです。費目別には8節報償費を3万2,000円、9節旅費を1万9,000円、11節需用費のうち燃料費を2万9,000円、修繕費を210万6,000円それぞれ追加計上するものでございます。

以上が、議案第5号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、議案第6号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、補正予算書の69ページをお願いいたします。

第2条により、既定の歳入歳出予算に1,349万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億1,627万3,000円とするとともに、第3条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

77ページをお願いします。

歳入につきましては、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、財源調整のため589万3,000円を追加計上しております。

7款町債1項町債1目下水道事業債において、東和片添地区及び久賀・大島地区公共下水道事業の財源調整として490万円を追加計上し、2目過疎対策事業債において、東和片添地区及び久賀・大島地区公共下水道事業、並びに公共下水道施設機能保全事業の財源調整として、270万円を追加計上しております。

78ページをお願いします。

歳出につきましては、1款公共下水費2項事業費1目維持管理費11節需用費において、東和片添浄化センターのスカムボックス取替修繕等、いずれも経年劣化等による摩耗や設備機器のふぐあいに対応するために係る修繕費として、479万3,000円を追加計上するとともに、15節工事請負費において、県道大島環状線等道路改良に伴う下水道施設の支障移転工事のため、350万円を追加計上するものでございます。

2目公共下水事業費、東和片添地区公共下水道事業については、13節委託料を3,000万円減額するとともに、15節工事請負費を5,150万円増額しております。同じく久賀・大島地区公共下水道事業については、事業内容の精査により13節委託料を4,000万円減額、15節工事請負費を3,000万円増額、19節負担金補助及び交付金の県代行事業負担金を1,050万円増額し、事業費の組み替えを行っております。

また、公共下水道施設機能保全事業につきましては、13節委託料において、実施設計等の内容を精査し、1,680万円を減額しております。

以上が、議案第6号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でご

ざいます。

次に、議案第7号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、79ページをお願いいたします。

第2条により、既定の歳入歳出予算に150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,393万9,000円とするものでございます。

概要につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

85ページをお願いします。

歳入につきましては、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、財源調整のため150万円を追加計上しております。

86ページをお願いします。

歳出につきましては、1款農業集落排水費2項事業費1目維持管理費11節需用費の修繕費において、日良居処理区マンホール回転軸交換など、経年劣化等のために破損する危険性がある箇所の器具等の取替修繕や緊急対応用の電気機械設備等の修繕に、150万円を追加計上するものでございます。

以上が、議案第7号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第8号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、87ページをお願いいたします。

第2条により、既定の歳入歳出予算に586万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,798万3,000円とするものでございます。

概要につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

93ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、財源調整のため586万5,000円を追加計上しております。

94ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款漁業集落排水費2項事業費1目維持管理費11節需用費の修繕費において、2号マンホールポンプ取替修繕や浮島浄化センター散気管取替修繕に要する費用など、経年劣化等のために破損する危険性がある箇所の機具等の取替修繕や緊急対応用の電気機械設備等の修繕に、586万5,000円を追加計上するものでございます。

以上が、議案第8号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の95ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の歳入歳出予算総額に122万2,000円を追加し、予算の総額を8,230万5,000円とするものでございます。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

101ページをお願いいたします。

歳入につきまして、3款県支出金1項県補助金1目航路補助金は、各航路の補助金について交付決定を受けたことによる減額補正となっております。

また、4款繰入金1項他会計繰入金は一般会計からの繰入金499万円を追加計上いたしております。

次に、歳出でございます。

102ページをお願いいたします。

1款事業費2項事業費1目前島航路運航費及び2目情島航路運航費は、財源の組み替え、3目浮島航路運航費は10月にドック入りを予定しております、ひらい丸につきまして、スクリーロープが絡まるなどの事象が発生したことによります交換経費が主なものでございます。

以上が、議案第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第32. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第32、議案第10号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第10号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予

算（第1号）の補足説明を申し上げます。

お手元の令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

この予算は普通交付税の確定に伴いまして補正しております。

まず、第1条総則として当年度予算の名称は、当年度を通じて令和元年度予算と表示します。

第2条の業務の予定量では、病院患者数は入院合計で2,134人、外来合計で2,519人の減少、介護老人保健施設利用者数も入所合計で802人、次に2ページになりますが、通所合計で76人の減少を見込んでおります。それに伴いまして、1日平均患者数、利用者数を補正しております。

(9)の主要な建設改良事業につきましては、大島病院の眼科用視力検査装置の故障による整備費用として、57万3,000円の増額補正をしております。

3ページをお開きください。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少と一般会計からの繰入金増加により、収入合計で2,317万2,000円減額補正し、55億2,295万4,000円を見込んでおります。

支出につきましては、業務の予定量の減少に伴います材料費の減少により、4ページをご覧くださいまして、支出合計で2,290万8,000円減額補正し、55億2,291万8,000円を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、先ほど第2条の業務の予定量で御説明申し上げました、視力検査装置の購入の財源といたしまして、収入に企業債60万円を増額補正し、合計で2億9,020万円を見込み、支出に購入費57万3,000円を増額補正し、合計で9億4,700万4,000円を見込んでおります。

第5条の企業債につきましては、5ページをご覧くださいまして、視力検査装置購入の財源60万円を増額補正し、起債の限度額を4億3,710万円としております。

第6条の他会計からの補助金につきましては、普通交付税の確定により1億1,457万8,000円を増額補正し、13億7,344万8,000円としております。

第7条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、合計で2,497万円減額補正し、10億2,127万8,000円としております。

付属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第10号令和元年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。
討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第 3 3 . 議案第 1 1 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 3 3、議案第 1 1 号周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 1 1 号周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定につきまして、補足説明をいたします。

本議案は、町内全域の雇用の創出と地域経済の活性化を目指して、半島振興法に基づき策定した周防大島町産業振興促進計画は、令和元年 5 月 3 1 日に国において認定され、これにより指定地域内（町内）において設備投資をする場合には、対象となる業種の事業者は国税をはじめとする税の優遇措置が受けられるようになり、また、町においても固定資産税の不均一課税を行うことが可能となるため、これらの適用ができるよう税条例を整備するものでございます。

それでは、本条例の概要等について、条文に合わせて御説明をさせていただきます。

第 1 条、趣旨であります。ここでは今回の固定資産税の不均一課税の対象となる業種や設備等について規定するものであります。対象となる業種であります。国の認定を受けた計画に規定される製造の事業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業、これは下宿営業を除く旅館業であります。

また、本制度を対象の設備投資等につきましては、対象地域となる周防大島町内で事業の用に供する施設、または設備を新設し、または増設したその事業に係る機械及び装置、もしくはその事業に係る建物、もしくはその土地であります。

第 2 条、不均一課税では、第 1 項で減額となる期間とその割合を規定し、第 2 項では、今回本条例を制定することから、町の定める減免制度や不均一課税において、同一の償却資産を重複して適用することがないように、規定の整備を行うものであります。

本町におきましては、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から 3 年度間に限り、町税条例の規定にかかわらず初年度 1 0 0 分の 9 5、第 2 年度 1 0 0 分の 7 5、第 3 年度 1 0 0 分の 5 0 の範囲において減額し課すこととしております。

減額割合につきましては、室津大島半島を形成する柳井市、平生町及び上関町と同じ割合を採

用することといたしました。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終結しましたので、議案第11号をお手元に配付してある議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号をお手元に配付してある議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第34. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第34、議案第12号周防大島町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第12号周防大島町印鑑条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

今回の改正は、住民の利便性の向上を目的として、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）から、個人番号カード（マイナンバーカード）により、印鑑登録証明書の取得が可能となるように、また女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年法律第152号）が4月17日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、婚姻等で氏に変更があった場合、申請により印鑑登録証明書に旧氏を現在の氏と併記することができるように条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明いたします。

33ページ、第5条第2項及び第6条第1項第3号は、旧氏で印鑑登録ができ、登録事項に旧氏を併記できるよう変更を行うものであります。

34ページ、第7条第1項及び第11条につきましては、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機により、印鑑登録証明書の交付を受けることができるように変更するものであります。

第10条第3項から第5条につきましては、個人番号カードで、コンビニエンスストア等に設

置している多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるようにするものであります。

35ページ、第12条第1項第1号につきましては、婚姻等で氏に変更があった場合、印鑑登録証明書に旧氏を併記できるように改正し、第12条第1項第3号につきましては、近年の性別の表記に配慮し、印鑑登録証明書から性別に関する事項を削除するものであります。

第12条第2項につきましては、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機を介して、印鑑登録証明書の交付が行えるように記述を追加するものであります。

第15条第5項につきましては、旧氏で印鑑登録されたものを抹消できるように改正するものであります。

なお、このコンビニ交付サービスを利用できるのは、周防大島町で印鑑登録をし、かつ個人番号カード所有者本人に限ることを申し添えます。

施行日につきましては、コンビニ交付サービス開始に伴う改正は令和元年10月1日から、支所・出張所で交付される印鑑登録証明書への旧氏併記に伴う改正につきましては、令和元年11月5日からの施行となるものであります。

また、コンビニ交付での印鑑登録証明書への旧氏併記につきましては、コンビニ交付システム改修の関連から、令和2年2月1日からの施行となるものであります。

どうぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

日程第35、議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第35、議案第13号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例及び周防大島町行政連絡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第13号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例及び周防大島町行政連絡船設置及び運営に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

はじめに、第1条周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてであります。今回の一部改正は、本年10月1日からの消費税増税に伴い、周防大島町営渡船であります久

賀・前島航路、伊保田・情島航路、樽見・日前航路における運賃を改定するものであります。

本条例第5条におきまして、運賃の額は国土交通大臣の認可を受けた額と規定されており、上限運賃変更認可申請書の手続きの上、去る8月5日付で認可を受けたところでございます。

なお、公共料金の消費税対応に係る一部改正条例は、6月定例議会で御議決をいただいたところでございますが、航路に係る運賃改定は国の認可が必要なことから、本定例会への議案上程となりましたこと、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

改定しようとする運賃につきましては、新旧対照表をご覧くださいとしまして、ここでは運賃の改定方法につきまして御説明いたします。

国からの通知により、公共交通事業等における運賃・料金について、消費税率引き上げ分を適正に運賃に転嫁することが求められております。具体的には、平成30年度の輸送実績をもとに、実績収入と運賃改定後における試算収入との差額について、事業全体の増収率が108分の110の率を超えず、かつ当該率に近づくよう運賃を調整することとされております。

なお、消費税率引き上げによるコスト上昇分の転嫁を実施せず、運賃を据え置いた場合には、離島航路補助金の算定において、消費税が転嫁されたものとして、当該相当分が減じられることとなります。

試算において、3航路ともに主たる運賃収入は、旅客運賃であります。この旅客運賃は、国の運賃の改定方法によると、10円の値上げが基本となりますが、旅客運賃に連動して回数券、定期券も値上げになり、航路の旅客運賃に増税分を転嫁すると、3航路とも108分の110の増収率を超えてしまうことから、中国運輸局との協議により、航路により違いはありますが、このたびの運賃改正は3航路とも旅客運賃は据え置くこととし、手荷物運賃、小荷物運賃及び貨物運賃、貸切運賃の改定と、定期券、回数券の割引率を国の標準割引率とすることにより、108本の110未満の増収率に収まるよう調整をいたしました。

3航路とも島民の皆さんにとって、唯一の生活航路であることに鑑みまして、運賃の一部について、消費税増税分のみを改定とし、今回値上がりするものであります。

次に、周防大島町行政連絡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

今回の一部改正は、本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、周防大島町行政連絡船小松笠佐航路における船室整備費について、所要の改正を行うものであります。

本条例第4条におきまして、小松笠佐航路の船室整備費について、大人、中学生以上の船室整備費の原価に10%を加え、100円を110円に改めるものでございます。

また、今回の改正に伴いまして、別表の区分に誤植があることが判明したため、小人——小学生以上を、小人——小学生以下に改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものでありますが、第2条中、小人——小学生以上を、小人——小学生以下に改める規定につきましては、公布の日から試行するものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例及び周防大島町行政連絡船設置及び運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36. 議案第14号

日程第37. 議案第15号

日程第38. 議案第16号

日程第39. 議案第17号

日程第40. 議案第18号

日程第41. 議案第19号

日程第42. 議案第20号

○議長（荒川 政義君） 日程第36、議案第14号周防大島町税条例等の一部改正についてから、日程第42、議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまでの7議案を一括上程し、議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第14号から議案第20号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第14号周防大島町税条例等の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の

一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）等が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、そのうち令和元年10月1日以降に施行される改正事項について、周防大島町税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正点であります。1点目といたしまして、個人住民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を法律改正にあわせて追加するものであります。

また、これにあわせて給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に、その旨を記載することとする規定の整備を行うものであります。

2点目は、本年10月から自動車取得税を廃止し、新たに始まります軽自動車税の環境性能割や種別割について、法律改正にあわせて規定の整備、改正等を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

49ページ上段、第1条による改正、条例第36条の2、町民税の申告についてであります。申告書記載事項の簡素化について改めるものであります。

前年において支払いを受けた給与で、年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が、個人の住民税に関する申告書を提出するときは、確定申告書で適用を受ける所得控除の額のうち、年末調整で適用を受けた所得控除と同額である場合、これらの控除については、合計額の記載によることができることとするものであります。

次に中段、第36条の3の2から、下段、第36条の3の3でございますが、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、当該給与所得者、公的年金等受給者が、単身児童扶養者に該当する場合には、その旨を記載することとする法律改正にあわせた改正でございます。

なお、単独児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない者のことをいいます。

50ページ下段、第36条の4、町民税に係る不申告に関する過料につきましては、法律改正に伴う規定の整備であります。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、本年10月より始まります軽自動車税の環境性能割について、一定の自家用の3輪以上の軽自動車について、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り非課税とする、臨時的軽減の規定を新設するものであります。

51ページ上段、附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についてであります。附則第15条の2を新設したことによる条ずれと、環境性能割の賦課徴収の特例についての規定を法改正にあわせて整備、新設するものであります。

次に下段、附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、自家用の3輪以上の軽自動車であって、乗用のものに対する軽自動車税の環境性能割の税率について、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、2%を1%へと、1%分軽減する臨時的軽減の規定について新設するものであります。

52ページ上段、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例であります。法改正にあわせて軽自動車税のグリーン化特例について、重課の規定の整備を行いまして、令和2年度分、令和3年度分の軽課を新設する法改正にあわせた改正であります。

53ページ中段、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、附則第16条の改正に伴い規定の整備等、法改正にあわせて改正するものであります。

次に54ページ上段、第2条による改正の第24条、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加に係る改正であります。

子供たちの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税の非課税措置の対象として追加するものであります。

中段、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例であります。軽自動車税のグリーン化特例について、令和4年度分、令和5年度分の軽課の対象を、電気自動車等に限った上で新設する法改正にあわせた改正であります。

次に、議案第15号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、本町の離島における産業振興のための取り組みが積極的に推進されるよう、離島振興法の規定により策定した、離島の振興を促進するための周防大島町における産業の振興に関する計画が国において認定され、これにより、指定地区内において設備投資をする場合には、対象となる業種の事業者は、国税をはじめとする税の優遇措置が受けられるようになり、また、町においても、固定資産税の課税免除の適用が受けられるようになるため、税条例の規定の整備を行うものであります。

それでは、改正点等につきましては、新旧対照表により、あわせて御説明をさせていただきます。

58ページ上段、第1条、趣旨であります。ここでは、今回の改正により、固定資産税の課税免除の対象となる業種が追加となるため、規定の整備を行うものであります。

現行条例におきましては、製造業のみが対象となっておりましたが、このたびの改正により、新たに農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等が適用となるものであります。

また、本制度対象の設備投資等につきましては、対象地域となる周防大島町内で事業の用に供

する施設または設備を新設し、または増設したその事業に係る機械及び装置、もしくはその事業に係る建物、もしくはその土地であります。

中段、第2条、課税免除であります。法改正にあわせて規定の整備をするとともに、現行制度と同様に当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から3年度間に限り、町税条例の規定にかかわらず、固定資産税を課さないこととするものであります。

59ページ上段、第4条、適用除外につきましては、今回、本条例を改正することから、町ので定める不均一課税等において、同一の償却資産を重複して適用することがないように規定の整備を行うものであります。

続いて、議案第16号周防大島町放課児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する国の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。また、このたびの改正に係る国の基準は、児童福祉法の規定に基づいた、従うべき基準でありまして、国の基準をそのまま町の基準として改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして、順を追って御説明いたします。

まず、第10条第3項第4号の改正は、教諭となる資格を有する者の規定の明確化でございます。

放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに一定数配置することとされております放課後児童支援員の資格要件の一つとして、これまで学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者と規定されておりました。

この規定は、教員免許状を取得した後、免許状の更新を受けていない場合であっても、資格要件を満たすことについてわかりにくい規定となっていたことから、これを明らかにするため、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改めるものであります。

次に、第10条第3項第5号の改正は、学校教育法の一部を改正する法律により、新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件に、この専門職大学の前期課程の修了者を追加したものでございます。

次に、第10条第3項第10号の改正は、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、放課後児童支援員を補助する者として、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者は、放課後児童支援員の資格要件を有することを新設したものでございます。

なお附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

続いて、議案第17号周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一

部改正についてであります。

本案は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行により、給水装置工事事業者の指定に有効期限が設定されることから、周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部を改正し、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

平成8年の水道法の一部改正で導入された指定給水装置工事事業者制度により、事業者は、町内で指定給水装置工事を行う場合、申請を行い、指定を受けなければなりません。現行制度には指定の有効期間がなく、その廃止・休止等の状況の把握が困難であるため、実態との乖離が生じていました。

今回の法改正により、有効期間が従来の無期限から5年間に変更されるとともに、指定更新がなされない場合は失効することとなりました。このため、県内水道事業体間の調整を経て、指定更新申請について、新たに1件につき1万円の手数料を設定するものでございます。

続いて、議案第18号周防大島町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、平成31年4月1日に山口県内の全農業協同組合が合併し、山口県農業協同組合となったことに伴う組織名の変更と、常任委員会名の変更漏れにより改正するものであります。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

続いて、議案第19号周防大島町農業近代化資金助成条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、平成31年4月1日に山口県内の全農業協同組合が合併し、山口県農業協同組合となったことに伴う融資機関名の変更と、平成12年4月より、47都道府県の共済農業協同組合連合会が全国共済農業協同組合連合会に一斉統合されたことに伴う融資機関名の変更漏れによる改正するものであります。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

最後に、議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないように、平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が6月14日に公布され、同法において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されましたので、本条例において、成年被後見人または被保佐人であることが消防団員となることのできない理由とならないように、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明いたします。

70ページをお願いいたします。

第4条第1号は、消防団員となることができない者から削除するものでございます。また、第1号を削除することにより、他号をそれぞれ繰り上げ変更いたします。

次に、同条第2号及び第3号の条項中の字句や表記を上位法である消防法及び地方公務員法の表記と同一にするものでございます。

施行日につきましては、地方公務員法の一部改正の施行日にあわせて、令和元年12月14日からの施行といたしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。議案第14号周防大島町税条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 課税免除する事業者については、何か規定がありますか。

例えば法人であるとか、個人の事業主であるとか関係なく対象になるのか、あるいは法人がどの程度の法人であるか。そういう法人の資本金の額とか、法人の規模とかについての対象の規定があるのかどうか。その辺をお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの砂田議員さんの御質問にお答えします。

事業者といたしましては、青色申告をされている個人と法人ですね。それから、取得価格について、資本金によりまして、一番低いところから500万円以上が対象になるんですけど、所得価格の。資本金が多い事業者によりましては、ちょっと500万円以上の投資をしていただかないと、事業の対象にならないという規定がございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号周防大島町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 新旧対照表の（4）の現行と改正後、御説明によると、要するに

免許の更新を受けていなくても対象になっていたものを、今度は更新を受けていなきゃだめだというふうに、学校教育法の規定を学校教員免許法の規定に改めたという意味は、そういう意味と受けとめていいのかどうか伺います。

それから、学校教育法の規定による大学が、これまでは教育課程を修めた者と、修めて卒業した者だったのが、前期の過程を終了したものを含むということになると、別に卒業していなくても、そこに入って前期の課程を受ければ、修めれば、もう対象になってしまうと。しまうというか、対象にしてもいいよということになるのかどうか。

それから、(10)のところですか。5年以上の放課後児童云々というのがありますが、これは今までの従事していた人の中には、こういう者もいらっしゃるかもわからないのですが。

つまり、この(10)の規定は、放課後児童学級の、要するに学童保育の指導員の資格が、(4)あるいは(5)じゃなくても、5年以上経験があればいいよということの意味なのかどうか。その辺を伺います。

○議長(荒川 政義君) 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長(近藤 晃君) 砂田議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

一番最初につきましては、ちょっと砂田議員さんのおっしゃったことと反対で、免許があればいいということです。更新を受けていなくても免許があればいいという意味でございます。

それから、専門職大学については、前期課程の修了者を追加をします。これは、国の規定でございますので、新たに学校教育法の中で、専門職大学という位置付けができたよと。ですから、そこについて、このたび児童クラブの支援員の資格要件に入れますということでございます。

それから、5年以上ということでございますが、これは基本的には補助員という方の位置付けのものでございますけれども、本町で申しますと、7つほど児童クラブがございます。

そのうち支援員、実際に支援する支援員のほうは25名いらっしゃいます。全て有資格者でございます。補助員12名、これもうち6人が支援員の研修を受講中という形になっておるということで、計37名、児童クラブに従事をしていただいておりますけれども、ほぼ全て有資格者であるということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員(5番 田中 豊文君) 1点だけ。この1万円の根拠について教えてください。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 田中議員さんからの御質問で、更新手数料1万円の算定根拠についてでございますが、現行の新規の申請についても、指定手数料を1万円としております。

今回の水道法の一部改正で導入される制度におきましても、同様の事務量が発生するということを踏まえて、県内の各市町で、新規指定と同額の1万円で設定するというので、調整申し合わせをいたしましたので、この金額で今回条例改正をしようとしております。よろしく願います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、そういうことじゃなくて、この1万円というのが、新規と申し合わせで決まったというのは、そうなんでしょうけど、じゃあ、新規の1万円というのは、どういった積算根拠で決まっているのかということをお聞きしたんですけど。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 1万円の根拠という、特に明文化したものはないかと思えます。参考までにとどうか、県内で手数料を設定しておる各水道事業、給水条例等を見ましても、新規の指定手数料については1万円ということで、ほかの市町さんと同額設定ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、だから、その1万円、まあ、そうなんでしょうけど、やっぱりこれからは、その1万円が何でどうやって1万円になったか。じゃあ、2万円でもいいんか。確かに全国を見ても1万円が多いですよ。でも5,000円のところもあるんです。

だから、そういうのをやっぱり、ほかの市町と申し合わせで決まったとか、新規に合わせてとかいう、そういうレベルの話じゃなくて、ちゃんと1万円にするんなら、どういう理由でこれだけの事務量なら事務量に対して、そういう人件費が幾らでというのを持つかないけんものじゃないですかということを申し上げたんですけど。そういうのはないということで、よろしいんですかね。もう一回。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 明確な根拠はございません。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） これはつまり、今までは水道事業者がずっと営業をしておけば、ずっとやっていけたけど、これからは5年に1回、ずっと水道事業をやっている、この更新手数料が発生するというふうに理解してよろしいんですか。

例えば年金の現況届みたいに生きちよるよってというような届出を出せば、もうそれでいいよと

というようなもんじゃなくて、5年に1回必ずその更新料が発生すると。営業しているのが確認できても、それが要るのかどうか、そこを。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんの御質問でございますが、5年に一度の更新手続きというのは必要で、それに伴って手数料も納めていただくようになります。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） それはわかりますが、今までは5年に1回の手数料というものは発生していなかった。だけど、この条例で、これからは5年に1回の手数料が発生するということなのかということをお伺いしています。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 5年に1回、更新手数料のお支払いが発生いたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号周防大島町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号周防大島町農業近代化資金助成条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 消防団の分ですよね。成年後見人は、民法上おそらく事理の弁識を著しく欠く状態にある者、常の状態にある者というふうに規定付けられていたように思います。つまり、今までそういうふうに成年後見人が対象になっていなかったというのは、そういう差別という意味じゃなくて、いわゆる障害的な、知的な障害という点から、消防団のように危険な活動をするということについての一定の配慮というところからされていたのではないかという気もするんです。

今度はそれを、一律にほかの消防団員と一緒に活動するというのであれば、そういった配慮としたものが考えられているのかどうか。その辺はいかがですか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） もちろん消防団で活動するにあたって、それなりの配慮はやはり要るんじゃないか。その配慮ができる仕事といますか、業務といますか、というのがあろうとは思いますが。

ですから、今回の法律等の改正については、ただそれを、ただ単に成年被後見人であるから採用しないとか、そういうところの分をのけますよというものであって、それは当然、活動にあたっては、それなりの配慮というのはできるようになるんじゃないかと思っています。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第14号周防大島町税条例等の一部改正についてから、議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまでの質疑を終了いたします。討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、9月24日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時46分散会
